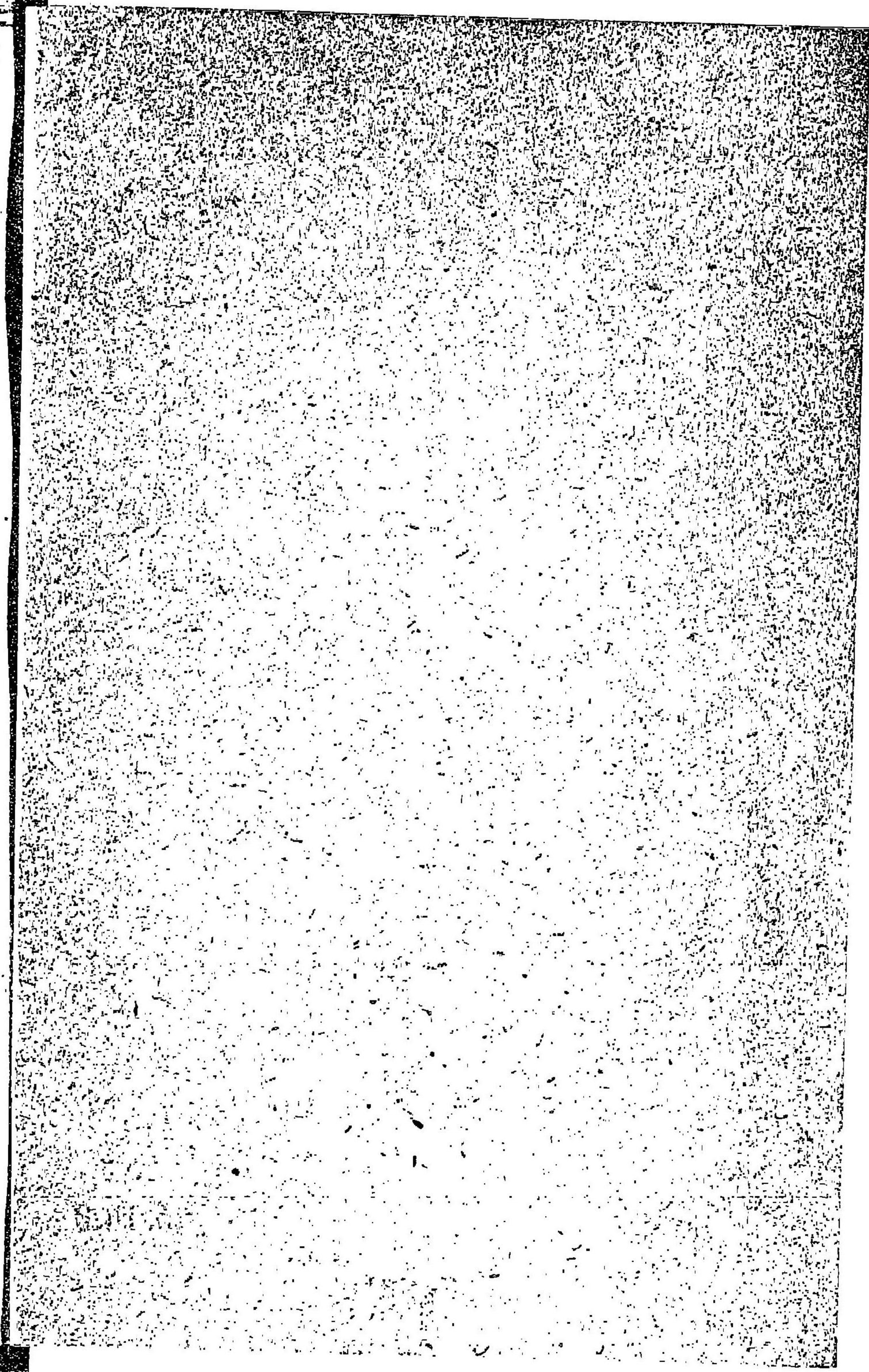


5-3042

281
Y27

十大德教家傳

明治
49 9 21
東京



序

余の幼時郷にある日、慈母の懷に抱かれて睡り、叔父に伴ふて散步する毎に古英雄の事蹟を聽き、具體的事實に依つて教訓を受たること深く、抽象的原則によつて其心神を修養したるは遠く後日にあり。世或は其徳性を涵養するに具體的事實を以てするは頭腦不良に、抽象的原則を以てするは頭腦の明快に基くを稱するものあり、余は其當否を知らずと雖も世人の多數が其徳性を涵養せるは具體的事實に基き、英雄豪傑の傳記逸話を愛讀せるにあること否むべからず。又青年の志を立つるもの端を歴史又は英雄の傳記を愛讀せるに發し、哲學上の原則、倫理學上の學說に基きて決心し開悟したるもの極めて少し。見よ、那翁はブル

二
タークの英雄傳を愛讀して感奮し、リンコーンはワシントンの傳記を讀みて志を立てたりと云ふにあらずや。斯人にして斯の如し。況んや其他の人々に於てをや。余は傳記の人の徳性に及ばず影響の深甚なるを想はずんばあらず。或人曰く「歴史は事實を以て教ゆる哲學なり」と、想ふに斯言は歴史よりも傳記に應用して殊に適切なるを覺ゆ。

今や日本の學生は其採るべき道に迷へること外國學生に比して更に甚しきものあり。彼等は暗夜に光明を失へるが如く、右せんか左すべきか、殆ど其適く所を知らず。此時に當り山方香峰氏『十大徳教家傳』を公にす、余は其時の宜き得たるを想ふて之を歡迎するものなり。余は往年氏の著『新武士道』を一讀し、其智識の該博なる、文章の流暢なる、而して其識見の卓越せるを見、竊に敬服

して措かざる所なりき。本書刻成る、就て之を通覽するに文章流暢にして平易、一般青年の愛讀に適し、重要な諸點は往々にして原文を引用して論據を強ふするが如き用意到れるものあり。殊に本書に多とすべきは其名は徳教家の傳記と稱するも、必らずしも各自の教義倫理の爭論を是れ事とする弊に陥らずして徳教を與ふるを目的として編まれたること是なり。故に其目的とする所學説の説明にあらずして之に由て青年に與ふる感化の甚大なるにあり。果して然らば本書の如きは時節柄風教を資け迷へる者の爲に一條の光明を與ふるものと云ふべし。余は山方氏と知ること年あり。其修養と其人格とは本書の著者として最も當を得たるを信ず。ゲーテ曰く「著述は自己の自白なり」と。山方氏の本書を綴る亦多年の所信を自白し、多年修養し得たる人格

を爰に披瀝せるもの、本書が十大徳教家の名を汚すことなきは
余の信じて疑はざる所なり。

本書印刷成り稿を寄せて余の序を徴せらる、即ち所感を一言す。

農學博士 新渡戸稻造
法學博士

十大徳教家傳の發刊に就て

一 明治四十年のことなり、米國ブルツタリンの科學藝術會に於て、世界各國の史上の偉人を選定することを企てぬ、こゝに謂ふ偉人とは、歴史法制及び文化の性質に影響を及ぼせしこと大なりし人物をいふ、然も日本に於ける七偉人の撰定者は、ドクトル朝河貫一といふ人にて、氏は知人七十人に問を發し、その中四十人の應答を得、これによつて聖徳太子、徳川家康、藤原鎌足、弘法、豊臣秀吉、源頼朝、紫式部の七人に決したりと聞けり、當時編者はこの記事を一雜誌上に讀み、これと多少相違ある徳教上の感化大なる偉人、七人又は十人を選び、初學者の爲に一部の評傳を爲らんものと思ひ立ちぬ

二 然れども何人を選定するかといふに就ては、編者に何等の成案あらざりしなり、偶々文學博士井上哲次郎氏が、グーリック氏及びフイツミヤ氏の依頼により、日本十大徳教家 (Ten Great moral makers in Japan) を撰定せしと聞き、全部同博士の案に據りて稿を起すに決せり、即ち博士は、聖徳太子、空海、法然、親鸞、日蓮、山鹿素

行、中江藤樹、伊藤仁齋、貝原益軒、二宮尊徳を以て、日本の十大徳教家と定めしなり

三 稿半ば成りて後、少しく腹案を變じ、法然傳を除きて菅公傳を加えぬ、然れども是れ甚大の理由あるにあらじ、加ふるに一部の親鸞傳、その前半は法然の行事を記する、こと多く、特に別に一個獨立の傳を草する要なしと信じたればなり、井上博士の前案を翻し、は、唯この一事と、及び素行、藤樹を顛倒せしのみなり

四 編者の意は、一傳一人を描き、合して一部本邦の徳教史、及び思想史となすにありき、然れども傳記として稿を起せし以上、已に傳記としての用意なかるべからず、必ずしも徳教史、思想史に要あることのみを記述し得ざるなり、こゝに於て幾多の隙漏生ず

五 本書の編述の資料は、主として前人の著書に據りしもの多きを以て、今人の著の、資りて援引推捨せしものは、至つて少し、又一二編述に就ての助言者材料の供給者なきにあらざれども、故ありて今これを記せず、唯編者は、この稿成るに及びて、恩賚の大を幾多の古人、今人に謝す

明治四十二年七月某日

編者識

十大徳教家傳目次

聖徳太子傳

第一 總論

- 一 太子觀……………一
- 二 吾邦に於ける文教の由來……………七
- 三 太子と時代との關係……………一一
- 四 太子の諸傳記……………一六

第二 太子の一代

- 一 太子の父母系……………一九
- 二 太子の生誕及び生日の異同……………二四
- 三 太子の幼時及び再誕說……………二八
- 四 佛教興隆始末……………三三

目次

五	政争と佛教との關係……………	三六
六	政争と太子との關係……………	四一
七	太子の攝政……………	四七

第三

太子の事業……………

五四

一	佛教の弘道……………	五四
二	典籍の研鑽と文學の普及……………	五九
三	憲法の制定……………	六二
四	史籍の載録……………	七一
五	藝術の奨励……………	七二
六	遣唐使……………	七七

第四

餘論……………

八一

一	太子の仁慈……………	八一
二	太子と馬子との關係……………	八四

弘法大師傳……………

八九

第一

總論……………

八九

一	大師と其時代……………	八九
二	平安佛教の特色……………	九三
三	佛教の分派……………	九七
四	大師と眞言宗……………	一〇二

第二

大師の生涯……………

一〇六

一	その系統……………	一〇六
二	大師の出生及在俗時代……………	一一〇
三	大師の出家……………	一一七
四	大師の入唐……………	一二三
五	歸朝後の大師……………	一三三
六	大師の弘法……………	一三九

七 高野山の開基……………一四三

八 東寺を攝す……………一四九

九 大師の晩年及び入寂……………一五三

第三 大師の教義……………一五一

一 真言義……………一五六

二 密教の對顯教地位……………一六二

三 真言宗の事相……………一六七

第四 大師の文藝方面……………一七一

一 三教兼攝……………一七一

二 大師の文詞……………一七五

三 大師の書法……………一八〇

四 大師の繪畫及び彫刻……………一八四

五 聲名及び梵唄……………一八七

第五 餘論……………一九二

一 大師の人物……………一九二

二 大師の餘風……………一九八

菅公傳……………二〇一

總論……………二〇一

一 公の眞傳……………二〇一

二 公の靈驗……………二〇七

三 公の感化……………二二三

菅公と時代及公の事歴……………二二六

一 王室と藤原氏との關係……………二二六

二 藤原氏に對する反抗者 其一……………二三一

三 藤原氏に對する反抗者 其二……………二三〇

四 儒流の品別と菅原氏並に菅公の前半生……………二三五

五 王室と藤氏の凌轢並に阿衡始末……………二四三

六 宇多天皇と公との關係……………二五〇

七 遣唐使……………二五四

公の執政時代……………二六〇

一 宇多の讓位……………二六〇

二 公大臣となる……………二六五

公の遷謫……………二六九

一 公の左遷及び薨御……………二六九

二 公左遷の原因……………二七六

三 公の罪案……………二八二

公の人物と事業……………二八五

一 公の性格……………二八五

二 公の吏才……………二九〇

三 公の學問文章……………二九七

親鸞聖人傳……………三〇一

一 佛教の一開展……………三〇一

二 淨土宗……………三〇八

三 親鸞他力宗に入る……………三一四

四 妻帯……………三一八

五 大原問答と起請文……………三二一

六 親鸞師弟の流罪……………三二九

七 立教開宗……………三三四

八 親鸞の人物……………三四〇

九 親鸞の入寂……………三四五

十 眞宗の判釋……………三四八

十一 眞宗の教義……………三五四

十二 親鸞の教化……………三六二

⑥ 日蓮大士傳……………三六七

其總說……………三六七

- 一 「強き」佛法者……………三六七
- 二 鎌倉期の佛教……………三七二
- 三 大士と新舊諸宗との關係……………三七九

其傳記……………三八八

- 一 日蓮大士の出生……………三八八
- 二 新教宣布……………三九二
- 三 龍口御難……………三九九
- 四 大士の晩年……………四〇五

其教義……………四〇八

- 一 正法護持……………四〇八

其人物……………四三七

- 一 武士的弘法者……………四三七
- 二 大士の自尊……………四四二
- 三 大士の誠實……………四四六
- 四 大士の慈悲……………四四八

其餘論……………四五二

- 一 滅後の風化……………四五二
- 二 浄土宗との關係……………四五五
- 三 教義の一面觀……………四五八

中江藤樹傳……………四六一

吾國最先の陽明學者……………四六一

- 一 王學の傳統……………四六一
- 二 藤樹の生時及び其初年……………四六五
- 三 王學に入る……………四七二

近江聖人……………四八一

- 一 生前の感化……………四八一
- 二 死後の德馨……………四八六

翁問答……………四九一

- 一 藤樹の著述……………四九一

- 二 翁問答……………四九三
- 三 究竟孝の一字……………四九五
- 四 學問の心法……………四九九

餘錄……………五〇三

- 一 格言の一……………五〇三
- 二 格言の二……………五〇八

山鹿素行傳……………五一二

- 一 朱子學と古學との關係……………五一二
- 二 論孟古義と聖教要錄との前後……………五一七
- 三 仁齋と素行との比較……………五二二
- 四 素行の人物と學問……………五二九
- 五 利義の辨……………五三六
- 六 素行の武士道論……………五四一

- 七 素行の事歴 其一……………五五二
- 八 素行の事歴 其二……………五六〇
- 九 素行の事歴 其三……………五六五
- 十 素行の事歴 其四……………五七四
- 十一 素行と赤穂義士との關係……………五七七
- 十二 著述……………五八三
- 十三 結論……………五八七

伊藤仁齋傳……………五九三

序論……………五九三

- 一 儒學變遷の次第……………五九三
- 二 本邦に於ける儒學の歴史……………五九九
- 三 近代學風の二期……………六〇七

儒者としての仁齋……………六一二

- 一 仁齋の身分……………六一二
- 二 仁齋の位地……………六一六
- 三 仁齋の學風……………六二三

仁齋の學說……………六二六

- 一 學者第一の用意……………六二六
- 二 語孟二書……………六三一
- 三 道論……………六三六

仁齋の經歷と人物……………六三九

- 一 その出生及初年……………六三九
- 二 中年以後の仁齋及び其死……………六四五
- 三 仁齋の人物……………六五一
- 四 仁齋の孝慈……………六五六
- 五 仁齋の藻鑑……………六六〇

仁齋の事業及び著述……………六六四

一 著述……………六六四

二 仁齋の教育……………六六七

三 仁齋の文詞及び文章觀……………六七二

餘談……………六七七

一 仁齋の餘事……………六七七

二 仁齋と祖徠との關係……………六八一

三 仁齋と吳廷幹……………六八七

貝原益軒傳……………六九三

第一 序說……………六九三

第二 小傳……………七〇〇

第三 學說……………七〇七

第四 人物……………七三四

一 克己と勤勉……………七三四

二 謙抑……………七三九

第五 餘録……………七四二

一 詩歌文章……………七四二

二 好尚習癖……………七四七

二宮尊徳傳……………七四九

序論……………七四九

- 一 徳川時代最後の思想界……………七四九
- 二 尊徳と報徳教……………七五六
- 三 報徳教とは何ぞ……………七六二

尊徳翁の小傳……………七六七

- 一 その幼時……………七六七
- 二 翁が最初の成功……………七七三
- 三 宇津家采邑の再興……………七七八
- 四 翁後年の事業及び其死……………七八六
- 五 大久保忠真侯と尊徳……………七八九

人物と見解……………七九四

- 一 其の人物……………七九四
- 二 信仰……………七八九
- 三 天道觀……………八〇三

- 四 其倫理觀……………八〇八

- 五 翁の所説の矛盾及び調和……………八二二

- 六 翁の經濟觀……………八一六

- 七 天命説と處世法……………八二四

餘録……………八二八

- 一 翁の讀書力……………八二八
- 二 儒釋に對する觀察……………八三二
- 三 報徳訓……………八三四

目次終

十大德教家傳

山方香峰著

聖德太子傳

第一編 總論

一 太子觀

一國文明發達の跡を稽ふるに、内長あり、外攝あり、然も時と人々に繋ること多し、有史以前は今致ふべからず、載籍あるより後、必らずその國固有の文明あり、その文明はその民族の自發か、抑も他民族の齎し來るもの、時月の悠久なるに隨つて渾然として同化せしか、そは姑らく問はず、已に固有の文明あり

聖德太子傳

り、之に加ふるに他邦との接觸交渉により、互々文明の交換的關係其所に成立す、此の如くにして一國文明の内容は益々豊富となる也、然れどもかゝる結果は、自然の趨勢にのみ歸すべからず、一には時月の問題なれども、二には必ずす庸俗に卓絶したる人物ありて、勉めて異種の文明を攝取し、よりに刺衝と活動を興へ、自國固有の文明を有利に、且つ迅速に助成したる結果ならずんばあらず。

聖德太子は恰も此の如き人物なり

元來吾邦の文明要素に二あり、一は有史以前より、繼承し更に發展せし、自邦固有の文明なり、二はその以後に於て、他邦より輸入し、更にこれを融化せしものなり、これ又三種に分つことを得、第一種は三韓より輸入せしもの、第二種は支那より輸入せしもの、第三種は支那を通じて印度より、又は直に印度より輸入せし南方文明なり、中に就て三韓の文明なるものは、その國固有の文明といはんよりも、寧ろ支那文明の三韓の地を経て、吾に攝取せられしといふを

當れりとす、何となれば三韓より吾邦に入りしものは、儒教といひ佛教といひ又その他の藝術といひ、共に皆支那文明のその邦に留滯せしものにして、凡て韓國特殊の色彩を帯びたるものなければなり、以上各種の文明は、共に溶陶融化して推古朝以後、大に發展したる吾邦文明の所因をなせるものにして、これ等大作用の起れるは、恰も

聖德太子の攝政時代

に當り、且過半太子の手によりて生長を遂げたるものなり、故にかゝる時代とかゝる人物との一致は、中世以後の日本文明を醞釀醱せしむる、妙用の機縁ともいふべく、人あるも時來らずはその効績舉らず、時會するも人あらずは争てかこの作用を遂ぐることを得ん、時の遭遇、人の斡旋、正に相會して、日本中世史に於ける赫奕の光輝は發せり、こゝを以ていへば太子は日本文明史上最大の恩徳者にして、并せて日本徳教の最初の建設者といふも可なり、世間或は太子を以て、唯一の崇佛者とし、神儒二道を排斥せしが如く傳ふるもの有るも、

必ずしも然らず、唯當時の事情よりして、神儒二教以上に佛教を崇奉宣傳せしのみ、これはいは三教の比較問題なり、又當時の社會が何物を多く要求せしかの問題也、太子豈に彼に厚く此に薄きものならんや、凡そ國民の多數が蒙昧無智にして、獨り一二の覺者のみ有るとき、その政治上の位地よりして、佛教の精神的方面を以て、延て

國民德教の基準となす

は決して偏頗なる見地に立てるものにあらざる也、況んや太子は佛教を主として崇奉せしといふに、いふに、神儒二教を排斥したる事實毫も之なきに於てをや、太子は佛典を高麗僧惠慈に學べるのみならず、更に儒學を博士覺智に學べり、今其修成したる憲法十七條を見るも、分明に儒教の意義を攝取せり、且つ神道は吾邦固有の習俗なり、又信仰なり、太子にして若し異を樹て俗に反し、根本より舊染故習を芟削せん覺悟ならばイザ知らず、然らざれば何か故に建國以來傳來せし國風民俗に背反し、強て自ら俗論の壘涌を求めんや、太子は性と

して温恭謙退の人の如し、故にその一生の事業は集めて大成するにあり、神儒佛三教を一器に溶陶し、これを打成して渾然たる日本文明の基礎を造るにあり、朽を摧き腐を拉し、穢をvari濁を除き、事の爲す難きを見て屈せず、勢の非なるを知つて撓まず、剛猛の精神と囂強の意氣とを以て、萬難を排して自家の政見を斷行する

晁錯安石一輩の人にあらず

太子は馬子の悖逆を知つて之を掣すること能はざる人なり、護法資持論にいふ所の太子仁弱也の說或は當らん、彼は和風煦日の徳は在り、嚴霜烈日の威は決いてあらず、故に馬子の横暴を化して、蒸蒸日上として茲にいたらしめざるは有らん、その不臣の罪を中外に鳴らし、兵を以て賞罰を正すが如き、太子仁弱の性、斷じて爲し能はざるものなり、こゝを以て太子が神儒二教を割排せしといふ説も亦中らざる也。

日本の文教藝術、太子已前又少しく存せざるにあらず、已に應神天皇の時、王

仁によりて論語、千字文吾邦に入りしといひ、彼には王充范曄の説あり、吾邦に文字典籍ある、必ずしも後世の事にあらず、然れども太子の比、經籍佛典を學ぶに、猶他邦人を師とするを見れば、典籍あるも解すること深からず、文字あるも傳ふる所廣からざるを知る、幸に太子の力により

文教一代に弘布せるなり

乃ち太子は、異種の文明を融化溶陶する天職を佩び、傍ら文教を當世に布き、建國以來、世は蒙昧にして人は刻薄なりし、舊風故俗を漸次に改め、君臣の分、父子の序、これを正すに教を以てし、これを化するに徳を以てし、更に兼ねて朝廷の制度より、文献の存録、藝術の興隆に及び、有ゆる方面に偉大なる貢獻をなせる人にして、歴史ありて以來、未だ此の如き皇猷を一代に策成せしものあらざる也、之に就て少しく太子已前、吾邦文教の如何の狀にありしかを語るべし。

二 吾邦に於ける文教の由來

謹で案するに、吾邦文教の淵源遠くして深しと雖も、史冊これを載せず、今に於て之を稽ふること蓋し難し、太安萬侶が古事記を上る表に曰く、「時に舍人あり、姓は稗田、名は阿禮、年これ二十八、人と爲り聰明にして目を度れば口に誦み、耳に拂れば心に勸す、即ち阿禮に勸語して帝皇の日繼、及び先代の舊辭を誦習せしむ、後和銅四年九月十八日を以て、臣安萬侶に詔して、稗田阿禮が誦する所の勸語の舊辭を撰録して、以て献上せしむ、謹で詔旨に従ひ、子細に採擷す、然れども上古の時、言意並に朴にして、文を敷き句を構ふるに、字に於てすること即ち難し、已に訓に因て述べたる者は、詞は心に迷はず、全く音を以て連ぬる者は、事趣更に長し、是を以て今或は一句の中、音訓を交用して、或は一事の内、全く訓を以て録すと、之れによりて考ふる時は、阿禮の口誦は唯善記の故を以て也、必ずしも文字なきを以てならず、又齋部廣成は、其著古語拾遺に序して、蓋聞上古之世、未有文字、貴賤老少、口相傳、前言往行存

而○不○忘○と○い○ひ、彼は全く上古文字なきの説を執れり、然れども貴賤老少口相傳
といふもの、適々阿禮の例を以て一般を推せしにあらすやと疑はる、故に釋日
本紀の著者が、承平私記を引用して

上古に文字ある説をなせる

こと、恐らく謬見にあらざるべきか。今吾邦と漢韓二邦との交渉の跡を見るに、
有史以前、吾と三韓との交通は頗ぶる明白なり、然して三韓の支那と交渉ある
は、遠く先秦時代にあり、故に吾邦に、日文、アナイチ地名、ホツ秀眞の如き上古文字
あるの説は、今俄にその眞假を判じ難きも、支那文字の流入したる一事は、明
に據る所なしと雖も、之を信じて可なるに似たり、王充の論衡が、周の成王の
時、自我猷暢艸といひる、後漢の范曄の、論語乗桴浮海の章に註して、東夷天
性柔順、異於三方、故孔子悼道不行、乘桴浮於海、欲居九夷以上二説本朝學と
いへる、皆以て二者交通ある事實を證するに足る、已に三國の交通あり、文字
豈に獨り流傳せざらんや、史に王仁の論語、千字文を獻すといふを記するは、

その顯れたのを載せしのみ、

文教の由來決して晩近の事にあらす

上古已に在り、その覃布廣からずと雖も、漢人韓人の裔、族を以て職とし、世
々史官の事をとり、その舊傳を失はず、故に日本紀に、「一書曰として引用せる
もの、皆當時古事記以外に、私記家乘として世に留存せしものなり、想ふに唯
上古文字の學、猶他の易、曆、醫、藥、天文諸學の如く、各專修の家あり、又
專修の人あり、その學一代に廣宣せざるのみ、その欽明天皇の時、百濟が五經
博士王柳貴、易博士王道良、曆博士王保孫、醫博士有稜陀、探藥師潘量豊を貢
せる如き、又推古天皇の朝に、百濟の僧覺勸、曆本及び天文地理の書を獻じ、
詔命して陽候史玉陳は曆法を習ひ、大友村主高聰は天文を學びし如き、各々

學を以て家と爲す風

見ゆ、その廣く傳はらざるはもとより也、又學んで博涉深解を得ざりしは、敏

遠天皇の時高麗疏を上りしに、諸史これを意解せしものなく、獨り王辰爾のみ纔に之を讀みしといふ一事によるも、その讀書力淺く且つ狹かりしこと明かなり、故を以て典籍の傳はること故く、文字を誦すること久しと雖も、文教の盛行は太子掄揚の功に歸せざる能はず、太子あらずんば推古の文明、天平の文明は生ぜざるなり、奈良朝の文華は爾く發展せざる也、太子は獨り佛教弘道の祖なるのみならず、實に吾邦

文教の興隆者なり

故に次には太子の事業の大體を序し、彼は如何なる大貢獻をなせるやに就て、その梗概を論ずべし。

三 太子と時代との關係

太子は實に文教の攝理者なり、衆綱の綜統者なり、その一代に修成せしもの、政教二方面を通じて、一一枚舉に遑あらず、徳教を敷き、文學を弘め、制度を改め、藝術を興し、以て大化の治を開けり、而して太子の事業は、凡て攝して施政者たる位地に於てせらる、彼は當時の智識階級上よりして、超凡の覺者なり、されどもその事業は、全く政治家としての事業なり、これその見地の、政教一致の上に立てるを以てのみならず、その性格は、豫言者又は教祖にあらずして、述作者又は修成者に適したるを以てならん、彼は王位繼承の權利を棄て、身を救世の本願にさげたる佛陀にあらず、持戒觀法に身を委ね、布教に専念せる南都の諸高僧にあらず、又その徳を得てその位を得ず、四海に周遊して化を行へし孔夫子にあらず、彼は

吾邦に於ての周公旦なり

又戒日王なり、更にいへば善政の施行者也、制度の建設者也、宗教藝術の保護者也、その事業は政治を中心として爲され、その風化は上より下に加へしなり、三代の精華を攝して、成周一代の文明に根基を興へたる周公、五竺を打して一國とし、唯心的大乘佛法を天下に宣布したる戒日王、これ太子の爲に籠を後世に遺せしにひとしく、太子敢てこの休光に接し、盛業を策せしにはあらざるも、その事業の跡を推せば、共に輪を並び軌を齊ふせしといふことを得べし、此の如くにして太子は如何の貢献をかなせる、これを歴叙すれば左の如し、

- 一、佛法の弘布
- 二、典籍の研究、文字學の普及
- 三、徳教の興隆、憲法の制定
- 四、史籍の載録
- 五、諸藝術の奨勵
- 六、制度の更定
- 七、内外の交通、遣唐使の派遣

これに一ある以て傳ふべし、然して太子は實に其數者を并せたり、故に太子は性格の人といふよりも、全く

事業の人なり經世家なり

然もその成功は、新智識を希求する熱心、及びこれを理解する慧悟と、圓滿なる天性、慈悲心、その太子なる位地の賜ものなりと雖も、要するに時の遭遇最もこれを成すに便なりしなればならん、想ふに當時の日本は、生民の孳生、國事の多端、到底上古簡易の政を以て之を統治し得べき時にあらず、加ふるに三韓より受けたる刺衝は、吾を以てその舊狀に甘んせしめず、直接に大陸文明に接觸して、これを攝取せんとする思念を高からしめたる如し、かゝる希求は、已に上古の日に存せり、應神紀に

十五年秋八月壬戌朔丁卯、百濟王遣阿直岐貢良馬二疋、中畧阿直岐亦能讀經典、即太子菟道稚郎子師焉、於是天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有耶、對曰、有王仁者、是秀也、時遣上毛野君祖荒田別巫別於百濟、仍徵王仁也、其阿直

岐者、阿直岐史之始祖也

と記せる是れ也、物を求むるの情、其數を悉くさすんば已ます、智識上の欲求、亦その蘊奥を究めずんば休せざる也、こゝに於て

儒を求め經を求め

更に工藝百科の學を求む、これ實に當代の必要に根するなり、何となれば太子の時代は、政法の上にも、徳教の上にも、工藝百科の學の上にも、吾は三韓に比して猶更に貧しかりしなり、政治は氏族統制の時と共に生長せしもののみ、徳教は儒學あるも經義の招撫にとゞまる、以て一代の人心を率ゆるに足らず、その他工藝百科の學に到つては、殆んど何物をも有せざる也、この時に當つて制度を更革し人心を新にし、風化を宣揚して徳教を進めんとせば、勢ひ急速に支那文明を咀嚼し、これを吾に同化せしめざるべからず、これ實に時代の要求にして又太子の心なり、故に太子の事業は

時宜と人和とを得て起てり

その燎原の火の如く、最大の勢力を以て實行せられしこと、全くこれ等の情勢による、渠成つて水到り、帆を揚げて風に乘す、太子の事業は急流に掉して下るなり、順潮に駕して行くなり、その前には坦路あり、その背には風候あり、時勢人心凡て相應す、加之のみならず太子圓滿の性亦有ゆる障碍を融和して、よくその希望を遂ぐることを得たり、豈に太子の至幸にして、又日本文明の至幸にあらずや。

四 太子の諸傳記

時を経ると久しくして、その傳記の湮滅せず、事蹟の比較的較著なるは、實に太子を第一となす、然れども太子の佛法弘通者たるより、後世の佛徒、その人を尊嚴にせんとしてその事蹟を神怪にし、よりて明白の事實を暗昧たらしめしもの少からず、上宮聖德法王帝説、聖德太子傳曆より、上宮聖德太子傳補闕記、上宮太子菩薩傳、上宮記、聖德太子傳、四天王寺太子傳等に至るまで、正しきは以て正史を補ふに足ると雖も、事實一々相符せざるものあり、その他史傳には、古事記、日本書紀、扶桑略記、水鏡、大鏡裏書、歷代編年集成、攝關補任次第、本朝皇胤紹運錄、紹運要略、神皇正統記、日本國現報善惡靈異記、大日本法華經驗記、日本往生極樂記、元享釋書、埴瀨鈔等、皆太子の事歴を擧ぐ、但し本傳は一々これ等の諸書を歴渉せしにあらず、何となれば本傳の目的は、徳教家たる

太子の人物事業を傳ふるに在り

随つて事實の考證穿鑿は、主として其力を用ふる所にあらず、されども神怪なる奇蹟に蔽はれたる、太子の眞面目を描出するは、本書の三たび其意を致し、點にして、又太子が佛法の弘布者保護者たるより、久しく神儒二教の徒より、割撃詬辱せられたる、その冤枉を洗雪すること亦吾人の志なり、要するにこの偉人の人物と事業を列叙し、更に日本文藝の由來は如何、太子のこれに關する功績は如何、及び蘇我物部二氏の政争、馬子の横暴、太子と馬子の關係は如何といへる各事實を明らめ、政治上より、徳教上より、又文明史上よりして、太子の占むべき當然の位地を定むること、實に本傳を草せし理由の主たるものなり、故に

諸傳記の正訛は一々論せず

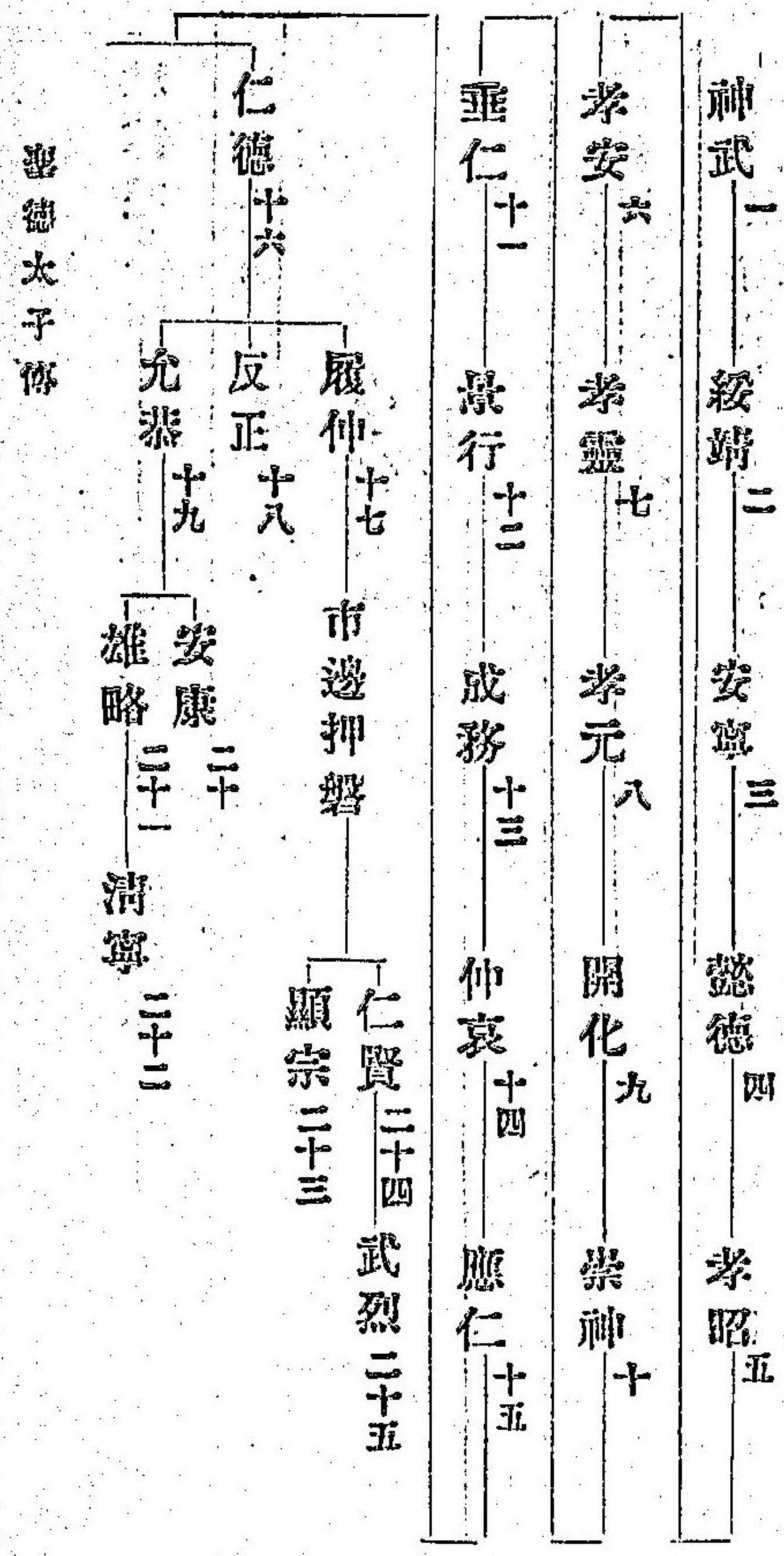
その引用上切要のもののみ、時にその價值を論ずるに止めたり、人を傳ふるこ

と固と容易ならず、況んや太子の如く史上の疑案たる、偉大なる事實を築せる人物を序するに於てをや、本傳は太子の一代を通じて、その纖毫の事實をも摭し、排列したるものにあらざれども、太子の事業を略叙してその要を得たるを、及び太子の性行を活描し、その面目を彷彿し得たるとは、筆者の功に自ら信する所也、これを序論とす

第二 太子の一代

一 太子の父母系

聖德太子はいふまでもなく尊貴なる皇族系の出なり、優勝なる種族の首長たる血液よりかゝる人物を出せるはもと怪むに足らず、且太子以後と雖も、この系統より高德の師僧を出し、こと少からず、然れども太子の殊に超類絶倫の資たるや言を待たざる也、今太子の父母系を、便宜により圖に解せば左の如し



聖德太子傳

稚淳毛二派 — 太々迹 — 彦主人

繼體 二十六 安閑 二十七

宣化 二十八

欽明 二十九 母皇太后手白香皇女仁賢女

敏達 三十 母皇太后石姬皇女宣化女

菟道具納皇女亦名菟道磯津貝皇女聖德太子妃母推古

竹田皇子母同

尾張皇子母同

押坂彦人大兄皇子 母息長足手玉女皇后廣姬

難波皇子 母老女子姬春日仲君女

春日皇子母同

用明 三十一 母聖德太子孫我稻目女

●● 厩后皇子 母皇后穴穗部間人皇女
 來目皇子母同
 殖粟皇子母同
 茨田皇子母同
 田目皇子 母廣石寸名媛蘇我稻目女母
 磨子皇子 母妃廣子萬城直繼村女
 酢香手姬皇女母同
 推古 三十三 母同用明
 穴穗部皇女 用明后聖德太子母母小姉君聖德太子母弟
 泥土部穴穗部皇子母同
 宅部皇子母同
 崇峻母母

山背大兄王 母馬子大臣女賀古姬

聖德太子傳

春米女王 母善岐美姫膳部加多夫古子

長谷王 母同

桑田女王 母同

磯部女王 母同

三枝王 母同

伊止志古王 母同

三枝末呂王 母同

馬屋古王 母同

財王 母同山背大兄王

日置王

片岡女王

白髮部女王 母位奈部橘女王尾張皇子女

手島女王 母同

「舒明 三十四
母神手皇女敏達女

これによりて太子は、用明天皇と、その異母妹穴穗部皇女との間に生れし皇子なること知らる、故に太子は蘇我稻目の外曾孫にして、馬子とは一面に血族上の關係を有せり

二 太子の生誕及び生日の異同

聖德太子傳曆一卷は、太子の生誕を記して曰はく

欽明天皇三十一年庚寅春二月、第四皇子橘豐日尊(用明天皇)、納庶妹間人六太部皇女爲妃、三十二年辛卯春正月朔甲子夜、妃夢有金色僧、容儀太艶、對妃而立、謂之曰、吾有救世之願、願暫宿后腹、妃問、是爲誰、僧曰、吾救世菩薩、家在西方、妃曰、妾腹垢穢、何宿貴人、僧曰、吾不厭垢穢、唯望動感人間、妃曰、不敢辭讓、左之右之隨命、僧懷歡色、躍入口中、妃即驚寤、喉中猶似香物、妃意大奇、謂皇子、皇子曰、爾之所誕必得聖人、自此以後、始知有娠、妃之妊也、性殊容敏、動止閑爽、樞機辨悟、經八月、聞言於外、皇子并妃、以大奇、敏達天皇元年壬辰春正月一日、妃巡第中、到于廊下、不覺有產、入胎正月一日、開誕亦正月女孺驚抱、疾入寢殿、妃亦無恙、安宿帳內、皇子驚詢、侍從會庭、忽有赤黃光至西方、照耀殿內、良久而止

水鏡の記する所も亦略同じ

ことし正月一日ぞ、聖德太子は、むまれ給ひし、ちの用明天皇は御門の御おとゝにて、いまだ皇子と申し、なり申御門、このよしを聞召て、行幸なりて、ことのありさまを、とひ申給ふに、また、ありつるやうに、宮のうち、光さして、かゝやけり、御門、あさましとおぼして、たゞにはおはすまじき人なりとぞ、人々には、のたまはせし(卷中)

書紀は唯太子厩に於て生れし一事のみを記す、諸説皆これに同じきよりせば、或は眞ならんも知れず、然れども正殿に生れしと、廐に生れしとは、太子の爲に損益せざる也、次に太子生誕の日に就て、諸書異同あり

- 一、敏達天皇の元年壬辰とするもの、太子傳曆、扶桑略記、水鏡は是れなり
- 二、敏達天皇の二年癸巳とするもの、大鏡裏書、元享釋書、本朝皇胤紹運錄、是れなり、但し太子の壽を四十九歳とすること、普通の説の如くなれば、書紀の推古二十九年に薨去せりといふ記事より推算して、紀も亦癸巳生誕説に據れるものとなすべし
- 三、敏達の三年甲午となすもの、法王帝説及び補闕記是れなり

太子敏達元年に生れしといふは、その根據薄弱なり、故に二年説、三年説の一に決するを要す、これに就ては、先づ太子の年壽果して四十九歳なりや否や、又薨去の年は果して推古の二十九年なりや、又は三十年なりやを決せざるべからず、この史實を決定すること、本傳の性質上實は不可能なり、これ日本書紀と法王帝説の價值問題にして、又法隆寺金堂坐像釋迦佛の背銘の價值問題なり、その背銘の文に曰く

法興元世一年、歲次辛巳十二月、鬼前太后崩、明年正月廿二日、上宮法王枕病弗愈、于食、王后仍以勞病並着於床、時王后王子等及與諸臣、深懷愁毒、共相發願、仰依三寶、當造釋像尺寸、王身蒙此願力、轉症延壽、安住世間、若是定業、以背世者、往登淨土、早昇妙果、二月廿一日癸酉、王后即世、翌日法皇登遐、癸未年三月中、如願敬造釋尊像並侍、及莊嚴具竟、乘斯微福、信道知識、現在安穩、出生入死、隨奉三主、紹隆三寶、遂共彼岸、普遍六道、法界含識、得脫苦緣、同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造

その他中宮寺の天壽國曼陀羅銘も、同じく太子の薨年を推古の三十年とし、又

法起寺塔婆の露盤の銘には玉林抄聖德太子傳拾遺記古今目明に

上宮太子聖德皇、壬午年二月廿二日、臨崩之時、於山代兄王勅御願旨此山本

宮殿宇、即處、專爲作寺云々

と記し、太子拾遺記には流記を引て、法輪寺塔婆の銘を擧げ

右寺法輪寺斯爲小治田宮御宇天皇推古御代、歲次壬午、上宮太子起居不安、

子時太子願平復、即令山背大兄王並由義王等、始立此寺云々

と記せり、これ法王帝説、補闕記の記事と相合するものなり、然れども之によつて日本紀の價值を疑ふべからず、故に兩存して姑らく疑を存す

三 太子の幼時及び再誕説

太子は極めて敏慧の人なり、書記に、生而能言、有聖智、及壯一聞十人訴、以勿失能辨、兼知未然と記せる、實に誣えざるなり、水鏡には更にいふ

二年と申二月十五日、聖德太子、ひがしにむかひて、たな心をあはせて、南無佛との給ひき、御年二にこそは、なり給ひしが、三年三月三日、父のわうじ、聖德太子を、あいしたてまつりて、いただき給へりしに、いみじく、かうばしく、おほしき、其後、おほくの月日をすぐるまで、そのうつりがうせ給はざりしかば、宮のうちの女房だも我も我もと、あらずひ、いだきたてまつり侍りき

太子の傳記として、此の如き誇張の記事あるは怪むに足らず、佛者は彼を

佛陀の再來として崇敬

したるを以て、有ゆる讃嘆の言詞をつらね、その一生を修飾せんと勸めたり、

加之のみならず、太子の生時は佛教の大に權威を有せし時代なれば、その當時に於て、實に此の如き傳説ありしは事實ならん、かくて念禪比丘再生の説あり、太子傳曆にいふ

推古十五年、夏五月太子奏曰、臣之先身修行漢土、所持之經、今在衡山、望遣使將來、此校所説之本、天皇大奇、左之右之依奏、誰合使乎、太子遍相百官之人、奏曰、大禮小野臣妹子合相、秋七月、妹子等遣於大隋

この傳説は太子の諸傳記に出づ、今これを通じて要領を記せんに、太子その師高麗の沙門惠慈に語つていふ、法華經某句一字を缺く、公これを知れりや、慈曰く本國の經亦此字なし、太子曰く、吾昔所持の經此字あり、曰く經何處にありや、太子微笑していふ、經は隋國衡山寺にありと

是れ傳説の梗概なり

後十五年小野妹子を隋に遣はす、太子囑して曰く、我先身所持の法華經衡山の般若臺にあり、これを取り來れ、彼の山、我法友纒に三僧ありと、乃ち三法衣を

妹子に付す、妹子降に入る日、南岳に上る、果して三沙門に遇ふ、太子の信衣三領を出たす、三僧感喜して一漆經函を取りて興ふ、歸りて献す、太子曰く、この經我所持の經にあらず、老僧悉して然るのみと、後太子夢殿に三昧に入り、定中先身所持の經を持來る、翌年隋人來ていふ、去年秋時、太子青龍車に乘じ、侍従五百、東方より來り、南岳の舊房を搜り、一卷の經を得、虚を歩いて去ると、この傳説を破せしは

平田篤胤の「出定笑語」なり

同書の要にいふ、南岳大師の惠思は、陳の大建九年、壽六十三を以て歿せり、この年まさに敏達天皇の六年に當り、恰も太子五歲篤胤は太子の生年を敏の時なり、こりやどうだ、何とまだ死せぬ五年前に、御國へ生れ來やう筈があらうか罵し得て痛快を極む、然れどもこの應化再生説年代の相違は、已に阿闍梨皇圓の靈應傳第四卷に出でたり、篤胤に到つてはじめて之を看破せしにあらず、且

つこの再生説の眞假は今論するを要せざれども、その傳來は頗る故し、決して後人の附會にあらず、天長二年二月八日の太政官符事蹟水原三代格喜田にも貞吉氏の引用による、その事見え、又扶桑略記にも、鑑真和尚の語を載せて、南岳思禪師遷化の後、生を倭國王子に托し、佛法を興隆し、衆生を濟度すと記す、倭國王子とは聖德太子なり、故に太子生時、或は

かゝる信仰を有せしも亦知るべからず

この點に就ては、田口卯吉氏東海の説、頗る穩健なるを覺ゆ太子の幼にして敏慧なりし事實は、諸傳記中信すべきもの極めて多し、三歳の春、父の皇子に抱かれ、後園に出でしに、父皇問ふていふ、汝は桃花と松葉の何れを好むぞ、太子曰はく、桃花は一旦の榮物、松葉は百年の貞木なり、故に松葉を賞すと、又六歳の時太子諸皇子と家庭に嬉戯し、適々喧囂の聲起る、天皇聞て答を取つて起つ、諸皇子皆逃走す、太子ひとり衣を脱して前む、天皇故を問ふ、太子答て曰く、不得立階於天而昇、不得穿穴於地而隱、故に然りと、そ

の凡ならざる此の如し、太子はその幼時に於て、已に大人の資を具へしなり

四 佛教興隆始末

幼年以後の太子を叙せんとすれば、先づ佛教の興隆せし顛末を述べざるべからず、何となれば佛教興隆と太子とは、離るべからざる關係を有すればなり。佛教の東漸は頗る古し、佛祖統記によれば、宗の孝武帝の大明五年に、屬賓國の沙門五人、法を傳へて扶桑國に到りしこと見ゆ、然るに吾が繼體朝に、梁の司馬達等我邦に歸化し、佛教を奉せし事實あり、この二者の時月は略五十年を隔つを以て、司馬達等を以て直ちに屬賓國の沙門の一行となすと能はざれども、欽明天皇の十三年、百濟の聖明王が佛像經論を獻せし以前に於て、佛教已に我邦に渡來せし一事は明なり、史によるに欽明即位十三年十月、百濟の聖明王、西部姬氏達率怒喇斯致契等を遣はし、釋迦佛金銅の像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻せしむ、且つ上表して佛法の功德を讚して曰く、

是法於諸法中最爲殊勝、難解難入、周公孔尚不能知、此法能生無量無邊福德、果報乃至成辦無上菩提、普人懷隨意寶、遂所須用盡依情、此妙法寶亦復然、

祈願依情無所乏、且夫遠自天竺愛泊三韓、依教奉持、無不尊敬、由是百濟王臣明、謹遣陪臣怒喇斯致、奉傳帝國、流通畿内、果佛所記我法東流。

天皇これを聞て歡喜し給ひ、使者に詔して曰く、朕昔より未だ此の如き微妙の法を聞かざる也、然れども民に習俗あり、國に慣例あり、朕自らこれを決せず、群臣に歷問すべしと、舉て衆に示して曰く、西蕃獻する所の佛の相貌、端嚴圓滿にして未だ曾て見ず、これを禮すべきや否や、蘇我大臣稻目の宿禰奏して曰く、西蕃諸國一に皆之を禮す、吾邦豈に獨り之に背くべけんやと、物部太連尾興、中臣連鎌子、同じく奏していふ、禮すべからず、吾邦古來、天地社稷の神あり、又百八十神あり、四時拜祭以て政事の要、治國の事となす、今にして蕃神を禮せば、恐らく國神の怒を招かんと、天皇よりて之を請願人稻目に附す、稻目跪拜して之を受け、小墾田の家に安置して勤行し、更に向原の家を淨めて佛寺となす

吾邦に寺ある之を始となす

この歳疫癘甚だしく行はれ、民多く之に死す、尾興鎌子等これを佛法の故なりとし、奏して佛像を難波の堀江に投し、且つ伽藍を焚く、これより崇佛説と排佛説との二黨分かれ、佛教の渡來、端なく政争の端を開けり

五 政争と佛教との關係

史によりて上世治國の大要を案するに、天孫族の兵力智術の優勝、よく四海を諸渾一にし得たりと雖も、比較的容易に戡定の功を擧げしは、主として國內の種族を調和し、統制したるによる、我天孫族は、少くも吾田族、筑業、大國主の一族、及び饒速日の諸族を渾一したるものなり、随つて氏族政治は建國當時の治法にして、又た國本の大組織たり、こゝを以て天孫族は世々一國の元首たると共に、各閥閥又その勝眩として大政に參劃し、子孫これを承けてその職を世にし、嫡庶諸系の滋蔓次第に廣く且つ大に、天覆地載、その徳を合しその政を同ふせり、これより已來、時に盛衰隆替ありと雖も、朝政を左右するものは皆名族の出なり、例せば景行、成務、仲哀、神功、應神、仁徳六朝に歴事せる

元勳武内宿禰の如きあり

順ぶる勢力を朝廷の上に樹て、履仲天皇の時には、武内の子平群木菟、武内の孫我滿智宿禰、及び曾孫葛城圓等三人相率て大政に參劃し、異姓の人にして同じく要路に立ちしもの、獨り物部伊葛佛一人のみ、次て反正、允恭の兩朝に至り、葛城圓一代の元老として威福を擅にし、安康の朝には、大伴室屋の大連ありと雖も、俯伏命を聽くのみ、雄略天皇の時、圓の一族を夷滅し、平群眞馬を任用せしもの、圓の威力朝威を凌轢せしにあらざるなきを得んや、然れども圓の一族に代りし眞馬は、平群木菟の子にして、同じく武内の後系なり、故に政權猶武内の家を離れざる也、清寧、顯宗より仁賢に逮びては、大伴物部二氏大連に任ずと雖も、勢力依然眞馬の手にあり、武烈の朝、眞馬臣節を失し、その子鮪亦天皇に禮なし、天皇よりて大伴金村、物部麤鹿火をして之を斐除し盡せり、この以來繼體、安閑、宣化、欽明の五朝、武内族已に衰へて

物部氏これに代りて興る

麤鹿火ひとり、眞馬の一族を誅鋤し、功を武烈の朝に建てしのみならず、筑紫

の叛臣磐井を蕩平せしも亦彼の力なり、彼は父祖の餘烈を傳へて連に武功を策し、よりに朝廷の信頼を得、遂に當時の巨族として大柄を執るに至る、然るに宣化の時、武内宿禰六世の孫たる蘇我稻目、その名族の孫を以て入りて大臣となり、且つ其の二女を納れて欽明の妃となす、ここに於て一屈して伸びざりし武内族、稻目によりて更に威望を復するに至れり、これ豈に物部氏の堪ふる所ならんや、佛教の吾邦に入りし時、蘇我氏のこれを崇び、物部氏の之を排せしもの、二家信仰の相違といはんよりも、寧ろ政治上の疾悪が信仰上に及びしものと解すべし、これを以て

佛教遂に政争の機となり

蘇我、物部の憎怨、愈々益々加ふるに至る、これより先き天皇物部中臣の二氏の奏により、佛像を投じ伽藍を火せしと雖も、その意實は佛教の崇奉にあり、十四年五月河内國言す、泉郡茅渚海中に梵音あり、その響雷の若し、又光彩四射して天に晃耀すと、天皇心に之を異とし、溝邊直を遣はし、海に入りて之を

求のしむ、直海に入りて果して樟木の水に浮ぶものを得、木質玲瓏異常なり、よりに歸つて之を天皇に献ず、天皇命じて佛像二軀を造らしむ、然れども天皇佛法崇奉の志を果さずして崩す

敏達天皇の十三年秋九月、百濟より歸來せる鹿深、臣名、彌勒の石像一軀を齎し來り、佐伯連岡名亦佛像一軀を有つ、この歳稻目の子馬子、その二軀の佛像を請ひ、人を四方に差して佛道に通せしものを覓む、適々播磨に僧の還俗せるものあり、名を高麗の惠使といふ、馬子よりて之を師となし、司馬達等の女島を度して善信尼とし、又善信尼の弟子二人を度し、更に

佛殿を宅の東方に建て

彌勒の石像を安置し、三尼を屈請して大齋を設く、この時達等齋食の上に舍利を得、これを馬子に獻す、この佛舍利、鐵槌の下に置いて碎けず、又水に投ずれば心の所願のまに、く浮沈す、馬子よりて佛法を尊信すること愈々甚し、十四年馬子病み、佛を禮拜せんことを請ふ、時に復國中に疫病流行す、物部弓削守

屋大連、中臣勝海太夫と與に、まよりて殿に佛法を排せんと請ひ、勅して之を允し、佛寺を毀たしむ、守屋自ら其寺に到り、胡床に踞坐し、塔堂を破壊し、火を縦つて佛殿及び佛像を燬き、餘燼を難波の堀江に投し、三尼の衣を奪て之を銅す、こゝに於て蘇我、物部二氏の憎悪益々甚たしく、その

兩立し能はざる形勢熟せり

この歳夏六月、馬子奏して曰く、臣の病未だ癒えず、三寶の力を假るにあらずんば、救治極めて難し、天皇勅して曰く、汝獨り佛法を行ふべし、餘人を惑はす勿れと、乃ち三尼を馬子に附し、精舎を營みて供養せしむ、これより佛教と蘇我氏とは抜くべからざる關係となり、蘇我氏にして物部氏を征服するにあらざるよりは、佛教の弘布希圖し難きものとなれり、これ實に蘇我氏の幸福なりし也

六 政争と太子との關係

敏達天皇崩して用明天皇即位す、天皇は太子の父皇なり、この時蘇我物部二氏の傾排益々甚たしく、且つ敏達天皇の同胞多くして、各儲貳を争ふ心あり、この皇族間の乖違と大臣間の離叛は、崇佛排佛の争と共に、更に其禍機を速かならしめぬ、天皇即位の年、庶弟穴穗部皇子その私怨を以て三輪逆を殺し、守屋その謀に與る、翌年夏四月、天皇病を得、群臣に詔して三寶に歸依せんと欲す、馬子極力これを贊し、守屋勝海これを沮む、適々一皇子豊國の法師を引て至る、守屋大連大に怒つてこれを睨視す、時に押坂部史毛屎、急に來つて大連に耳語して曰く、今群臣卿を圍り、その歸路を斷すと、守屋乃ち退て阿都の宅に入り、兵を以て自ら守る、中臣勝海の連は、遂に馬子の黨迹見赤檮の殺す所となれり、この歳天皇崩す、守屋の黨は穴穗部の皇子を立てんと欲し

企劃や、成て謀漏る

これに依て馬子の黨の乗する所となり、穴穂部皇子、守屋大連、皆殺さる、穴穂部皇子は蘇我氏の出と雖も、三輪逆を殺し、より、炊屋姫皇后推古の惡む所となり、又馬子の黨の喜はざる所なり、當時皇族中の長者は炊屋姫の皇后にして、竹田、尾張の二皇子は其子、用明の諸皇子亦皆蘇我氏の出なり、故に守屋大連は全く孤立援なく、衰餘の門戸を支へて繼に蘇我氏に對抗せるなり、用明天皇の二年秋七月、馬子諸皇子及び群臣を勸て守屋を討せし時、馬子の黨には泊瀬部皇子(崇峻竹田皇子敏達の子)厩戸皇子、難波皇子(敏達の子春日皇子)同上あり、臣僚には紀臣麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、膳臣賀拖夫、葛城臣烏那羅俱あり、

皇族群臣の大半皆その黨與

なり、これ炊屋姫皇后と蘇我氏との連合軍にして、群臣の如きは之に附加隨從せしに過ぎず、當時若し長幼の序を以てせば、穴穂部皇子宜く皇位に陞るべき筈なり、然るに同胞の庶弟泊瀬部皇子を以て儲貳とせしこと、實は穴穂部の守屋に善きを以て、蘇我族の排斥にあひしのみ、史に穴穂部の敏達皇后を犯さん

とせしことを載す、然れども信すべからず、三輪逆の、曩に殞庭に相拒き、後に宮門を重障せる、これを蘇我族が儲貳擁立の秘策といふも可なり、然らずんば穴穂部を狼戾の人物とするも、何ぞ之を誅殺するに至らんや、且つ守屋が皇子の意を承けて逆を殺せる、罪名なくんば濫殺なり、守屋豈に濫殺を事とすべけんや、これによつて考ふるに、三輪逆は馬子の黨なり、炊屋姫皇后の腹心なり、その宮門を杜で穴穂部を排せる、適ふ事の便ならざるものあればならん、穴穂部皇子は皇弟ならずや、敏達の崩、門を鎖して骨肉を排斥す、その罪小ならず、これを殺すは太た當れり、要するに。

朋黨比周して骨肉に及ぶ

天下の慘なり、順逆の辯これに加へ難く、正邪の別争てか明かならんや、大日本史が穴穂部守屋の黨を叛臣視せる、宋儒の名分論に拘せし見解なり、當時已に忠逆の名分なし、後人その時勢に通せず、後世の法を以てこれを前代に加ふ、思はざるの甚だしきものなり、故に用明二年の政變は、馬子の黨守屋の黨と相

争ひ、馬子の黨之に勝てりと見て可なり、唯これに就て少しく論せざるべからざるは、この際に於ける

聖徳太子の去就なり

用明崩年の政變は、太子十五歳の年に當る、太子を敏達二年の書紀記して曰く是時厩戸皇子、東髮於額古俗年少兒年十五六間、東髮於今亦然之而隨軍後、自祈度曰、將無見敗、非願難成、乃斫取白膠木、茨作四天王像、置於頂髮而發誓言、今若使我勝敵、心當奉爲護世四王、起立寺塔、

これ事實なるべし、何となれば太子は蘇我氏の外孫にして、父母皆蘇我氏の出なり、その蘇我氏に黨するは當然なればなり、且つこの役や、形勢の上よりせば、物部對蘇我氏二族の私争なれとも、亦一面には物部對皇族の争たる觀あり、これ實に諸皇族の蘇我氏に黨せしによる、太子の性は異を樹つる人にあらず、その進退去就を諸皇族と與にし、一意炊屋姫皇后の指揮に待つしや疑ふべからず、適と戰捷を佛に禱りしは、守屋の排佛者なるが故にあらずして、その

歸依佛に救を求めしのみ

これ人情なり、三十七八年の戰役に、兒玉大將の朝々日輪を拜せしといふも、亦同日の談ならずや、人窮しく佛脚を抱く、苦しい時の神頼み、豈に獨り太子を答むべけんや、殊に太子の年漸く十五、諸皇兄あり、天下治亂の機、もと太子の責にあらず、佛徒動もすれば太子の徳を大ならしめんとして、事實を誇張し、この役太子の力よく佛敵を討滅せしが如く言做すより、爲に累を太子に及ぼし、太子をして政争渦中の人たらしめたるのみ、太子豈に二家の政争に關せんや、書記に、守屋の黨の、彦人皇子と竹田皇子を厭勝せしこと見ゆ、故に守屋勝海諸人よりせば、皇族中忌憚すべきは、これ等年長の諸皇子にして

太子は全然その眼中になき也

此の如く守屋の黨の太子を敵視せざるは、太子の弱齡の故によるべしと雖も、一には太子の守屋を敵視せざりし事實に因つてならん、守屋は排佛者なり、太

子の意もとより之に快よからざるべし、然れども彼は政敵にあらず、又叛賊にあらず、これを敵視する理由毫末も存せざる也、適に諸皇子群臣、馬子の奨むる所によりて之を討すと決す、こゝに於て太子亦起つて之に應せしのみ、故に曰く、太子は前後共に物部蘇我二氏の政争に關せずと

七 太子の攝政

穴穗部皇子、守屋大連の死によりて、皇位繼承の争と、巨族排抵の難は一掃せられたり、これより聲望威力蘇我氏に敵するものなく、大柄凡てこの一族に歸し、遂に蘇我氏に擁立せられたる泊瀬部天皇(崇峻)をして、猶且つ馬子の横暴に堪ふる能はざらしむるに至れり、こゝに於て五年十一月、遂に馬子の弑に遇ふ、これに嗣て立つを推古天皇とす、天皇は敏達(敏達)の皇后にして蘇我氏の出なり、その元年厩戸皇子を太子となし、萬機を委して百政を攝せしむ、これより

太子の活動はじまれり

これよりさき崇峻の四年、百濟國より佛舍利及び律師、寺工、鑪盤博士、瓦博士、書工等を献す、馬子よりて飛鳥、衣縫、造が祖、樹葉の家を壊ちて法興寺を造り、これを飛鳥、苦田と名づく、太子攝政の元年、佛舍利を法興寺の柱礎の中に置く、同二年二月、皇太子及び大臣に詔し、三寶を興隆せしむ、守屋の黨與

によりて阻格せられたる佛法の宣布は、こゝに於て詔令となりて出でたり、こゝに於て詔令となりて出でたり、これ實に太子攝政の第二年なるを思へば、太子が馬子等と力を協はせ、佛法弘布に如何に意を用ひしか、これを料るに難からざる也、三年五月高麗僧惠慈來る

これ太子が佛法を學べる師なり

又百濟僧慧聰來り、本邦佛法の弘通、實にこの二僧の力に籍るといふ

九年二月、太子初て宮室を斑鳩に興す、これ後の斑鳩寺なり、十年十月百濟僧觀勒來り、閏十月又高麗僧僧隆、雲聰共に來る、太子朝に立ちしより、僧徒の來り歸するもの頗る多し、燕臺已に築かる、四方駿材の徒の雲集すること自然の勢なり

十一年十一月峰岡寺成る、十二月始て冠位の制を定む、大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、凡て十二階、並に當色の繩を以て之を縫ひ、頂は撮摠て囊の如く、而して縁を著く、又元日には醫華を著く、翌十二年正月、これを群臣に頒賜す、この歲四月、太子親ら

憲法十七條を肇む

太子の事業は、佛法興隆に次て諸制度の更定となり、更に徳教の廣布なる十四年四月、銅鑄の丈六の佛像成り、これを元興寺の金堂に鎮し、即日齋を設く、これより毎年、一年二次齋を此寺に設くるを以て例となす、此歲鞍作鳥、その給田二十町を以て天皇の爲に金剛寺を作る、七月天皇太子を請して

勝鬘經を講せしむ

三日にして竟る、この歲太子亦法華經を岡本宮に講す、天皇大に喜び、水田百町を太子に施し、斑鳩寺に納む

十五年七月、小野妹子を隋に遣はす、鞍作福利通事たり、十六年九月又隋使斐世清に隨ひ妹子を隋に遣はす、學生八人を之に従はしむ、これ太子の支那文物を攝取する始なり

二十九年春二月二十二日、太子斑鳩寺に薨す、史に記して

是時諸王諸臣、及天下百姓悉長老、如失愛兒、而鹽酢之味在口、不覺、少幼如
已慈父母、以哭泣之聲滿於行路、乃耕夫止耕、春女不杵、皆日月失輝、天地
既崩、自今以後誰待哉、是月葬上宮太子於磯長陵、當是時高麗僧惠慈、聞上
宮太子薨、以大悲之、爲皇太子請僧而設齋、仍親說經之日誓願曰、於日本國
有聖人、曰上宮豐聰耳皇子、固天欣縱以玄聖之德、生日本之國、苞貫三統、
纂先聖之宏猷、恭敬三寶、救黎元之厄、是實大聖也、今太子既薨之、我雖異
國心在斷金、某獨生之有何益日本書記

惠慈推古の二十三年を以て高麗に歸へる、故に異國といふなり、太子傳曆又い
ふ卷下

推古天皇二十九年辛巳春二月、太子在斑鳩宮、命妃沐浴、太子亦沐浴、服新
潔衣袴、謂妃曰、吾今夕遷化矣、子可共去、妃亦服新潔衣裳、臥太子副床、
明且太子并妃、久而不起、左右開殿戶乃知遷化時年四十九或說
至午年考誤也

日本往生極樂記又いふ群書類從

聖德妃膳氏在側、太子曰、如我意一事不違、吾死之日、同棺共葬、又曰、昔

經數十身修行佛道、今爲小國之儲君、漸弘一乘之妙義、吾不欲久遊五濁、妃
即反袂嗚咽

その他扶桑略記、元享釋書の記する所皆これと相出入し、共に太子と妃と同日
に薨せりとなす、されども是れ誤傳なり、然らずば太子を神ならしめんとして
之を修飾せしなり、これに就て前に擧げし法隆寺金堂釋迦佛の背銘文の如く、
妃の薨御を太子の薨御前一日となすを正となす、妃は太子の病を看護の勞によ
りて、却て太子の薨御以前に薨せし如し

太子年壽僅に四十九、諸傳記の所載略相一致す、その攝政の位にあること二十
九年、然も

この廿九年は實に活動の廿九年也

故に時月の短きに似ず、太子の手を要すべき一切の事業は悉く成されたり、佛
法はこの間に於て、驚くべき速力を以て廣布せり、多數の寺院は建立せられた
り、多數の僧尼は度せられたり、經論の註疏はなれり、繪畫彫刻建築等、凡て

佛○教○の○廣○布○に○興○つ○て○力○あ○る○べ○き○諸○藝○術○は○發○達○せ○り○、
更○に○十○七○條○の○憲○法○は○制○定○せ○
ら○れ○た○り○、
よ○り○て○德○教○の○基○準○は○立○て○り○、
士○民○の○率○由○す○べ○き○典○型○は○定○れ○り○、
諸○制
度○更○革○の○端○は○開○か○れ○た○り○、
氏○族○政○治○の○根○本○は○搖○撼○せ○り○、
近○江○朝○に○於○け○る○大○改○革
の○基○礎○は○置○か○れ○た○り○、
要○す○る○に

文明的大規模の施設

は、實に太子によりて大政の上に試みられ、のみならず支那印度の文教制度工
藝の有ゆるものは、その宏量と機敏とにより、迅速に攝取し、且つ利用せられ
門戸の排擠、権力の争奪以外、殆んど眼中に一物なき從來の氏族氣習を漸化し
て、雍容修穆の大陸的文明の風尚を鼓吹せり、これ實に日本民族思想上の一大
開展ならずや、又一大醒覺ならずや、かゝる時期は、長き年月中必ず一たび到
達すべき機會ならんも、太子の如き位地に立ちて、これを把束し、且つ利導す
るにあらざるよりは、争てか此の如き盛業容易に成就することを得んや、こ
を以て言へば、太子は獨り南岳思禪師の再來といはんよりも

佛陀の再生周公の再生

と○い○ふ○も○猶○且○つ○可○な○る○を○覺○ゆ○、
太○子○の○功○績○、
豈○に○一○枯○禪○、
一○老○衲○の○比○な○ら○ん○や

第三 太子の事業

一 佛法の弘通

太子畢生の事業は、いふまでもなく佛法の弘布なり、太子は非常に佛法を崇信せし人なり、又佛法弘通を以てその生命となしたる人なり、然れども太子の佛法を信せしは、馬子のこれを信せしとは異れり、馬子は現世の利益の爲に之を信せり、福德圓滿を求めんとして之を奉せり、太子に至つてはその以上に二様の意義あるを見る也、一は太子の一代に超絶せる對人生觀が、神道にも儒教にも満足すること能はず、顯幽兩界に亘りし高遠なる教理の光明に沐し、人心奥底の微妙なる要求を満さんとしたること、二は佛法の威徳を以て生民を霑濡し、その徳を進め苦を抜くこととなり、乃ち太子の志は、一に自ら救ひ、二に他を救ふにあり、この兩般の希求が、實に太子をして

佛法弘通に専念せしめたるなり

更○に○言○ふ○と○き○に○は、太子は支那の文物をかねて政治を更せんとしたる如くに、佛○教○に○よ○り○て○當○時○の○人○心○を○更○革○せ○ん○と○し○た○る○な○り、祖先崇拜に基礎を置ける神祇の尊奉祭拜は、國民徳教の標準としては餘に簡易なり、又淺薄なり、又儒教なるものも、その時代の解釋に従ふときは、偉人の言行録に過ぎず、それには何等の權威なし、且つ眞の更革は、これを根本より改むるを要す、新に浴するものは新らしき衣を著くべく、新に築くものは新らしき材を用ふべし、故に人心内に新なる殿堂を築かんには

佛法は寔に須要なる新教義なり

不幸にして當代の國民智識の程度は、太子の如く其精神的方面を十分に吸収すること能はざりしも、政治はこれによりて、如何にその人心を新にせるか、國民はこれによりて、如何に率由すべき規矩を見出せるか、その効益の較著なりしや辨せずして明か也、これ乃ち太子の主要なる目的なり

然らば太子は如何にして之を弘通せしか、一には詔宣を以て士民に向背を明示

せり、推古即位二年、三寶に歸依すべしとの詔旨を宣せし如きその一例なり、
二には經論に通曉せし外僧を延引して、道を講じ教を弘めしめたり、惠慈慧聰
以下諸僧の來朝是れなり、三には寺院を建立し、佛像を安置禮拜せり、斑鳩寺、
飛鳥寺を興し、丈六の鑄佛を建造供養せしが如き亦是れなり、四には僧尼を度
し、供養田を給し、更に化を四方に行はしめたり、太子薨するの後三年にして、
寺數四十六

僧數八百十六人

尼數五百六十九人、合して千三百八十五人の多きに及びしは、全く太子の力な
り、五は太子自ら勝鬘、維摩、法華三經の註疏を作し、佛教弘布の一手段とな
せしことなり、この三經疏中、勝鬘經疏最先に成れり、傳ふる所によれば推古
の十七年四月八日に起り、同十九年正月廿五日に終へしといふ、次は維摩經疏
なり、この書は推古二十年正月十五日に稿を起し、同廿一年九月十五日に終り、
最後の法華經疏は、同廿二年正月八日に起り、廿三年四月十五日に終る、これ

等三書の價值及び特色は、太子の佛法を解せし程度を知るに於て切要のものな
れども、これを論ずるは本傳主要の目的にあらざれば、煩を憚りて姑らく之を
省く
太子の佛法弘通の效果は、貧しかりし日本民族の思想を豊富ならしめ、これを
して直ちに

大陸的文明の光輝に接せしめたり

切に言へば、國民自家の地位を自覺せしめ、少くも人生の何物たるやを理解せ
しめたり、元來吾が民族は、甚だしき實際主義の國民なり、現生活の意義以上
に、何物をも解し得ざりし國民なり、これ文明の程度の低きによるは論なきも、
民族本來の性質は、その單調なる外圍の事情と共に、靜觀冥想の餘地なかりし
を以てならん、故に自然の景象に對して、唯神明の威力を畏怖し、久しき習俗
によりて之を祭拜する以外に、何等の考察をも興へず、文學藝術の如きは推古
以前三韓吳越より輸入せられしものあれども、漢韓兩國人の子孫が專修の技と

なり、一般の士民は之に興らず、乃ち

文字を記憶するは史氏の職

にして、史官以外はこれを學ぶものに非ずとし、國民の智識は常にその最低度
にありて、檢束なき野性のみその志行を支配せしなり、この際に於ける太子の
佛○法○弘○通○は、冥○濛○を○照○す○光○日○なり、枯○渴○を○濟○ふ○膏○雨○なり、その國家を滋潤し人
民を利濟せし功績は、殆んど稱揚の言辭乏しきを憾となす。

二 典籍の研鑽と文學の普及

太子は佛典に博渉し、これを以て一代を率えしのみならず、更に儒學に精通し
たる人なり、少くも當代に於て解せられし程度に於て、典籍に通曉したる人な
り、史に外典を博士覺奇に學びたりといふによるも、又その制作の憲法十七條
によるも、太子の儒學に通じ、併せて易理に通せしことを知るに餘ある也、然
るに後世の儒者、太子の佛法を非常に崇敬せしより、輕々しく太子に許さず、
安○積○潛○泊○は、太子の志佛敎にありて綱常に非ず、其憲法を制せるは聖經賢傳を
剽竊し、世を経し民を治むるの術に近しいひ、新○井○白○石○は、憲法十七條を制
せしは、諸惡莫作の佛敎の趣旨を流布し、に過ぎずとなせり、要するに共に

儒者の偏見なり

太子の佛敎を主としたるはいふまでもなし、然れどもこれによりて儒學を菲薄
せしといふ證と爲し難し、且つ當時の儒學は、兩漢諸家の註疏を経たる一部の

遺籍のみ、周末思辨の學なきにあらざれども、儒學の哲學的色彩を帯び、且つ百家の註疏紛として冊を作せるは、全く宋以後の事なり、誰かよく論語半部を以て天下を治むべしといはんや、太子が政治家たる位地より、佛法を以て人心更革の具となせしは當然なり、況や爲し得るだけ儒學の教訓をも攝取するに努め、憲法中數々孔孟の思想を鼓吹せるに於てをや、これ當時に在ては

實に破天荒の事なり

元來平靜なる考察と、尋常の見地よりせば、個人的教訓として儒教は無比の寶典なり、然れども宗教的安心を求むる上よりせば、彼よくその希求を充たすことを得べきや、太子の佛法に採りしはこれを教法としてなり、時代の佛法に隨喜せしも亦これを教法としてなり、乃ち教法としては儒學實に佛教とその力を較する能はず、少くも太子時代に於ては儒學全く佛教の敵ならざりしなり、故を以て太子の儒學に對する態度は、その佛法に對すると同じく、共に虔敬なる信奉者と觀て可なり、況んや太子の時代に於ては、文學として更に典籍を研究

する必要ありしに於てをや、太子豈に

典籍の研究を輕視するものならんや

此の如く太子は、儒學研究以外に、文學研究の故に典籍を博涉せり、これ或は佛法弘通の一手段としてなるべし、何となれば當時悉曇の學未だ開けず、釋迦牟尼佛一代の經典は、悉く漢譯によりて入らざるを得ざればなり、乃ち憲法十七條の文によるも、三經疏によるも、太子の文學は、時を以て測れば非常に進歩せしものなり、よりてその敏慧の性をも知るべし、又工夫の力の尋常に絶せしをも知るに足らん、太子の文は、藻繪の點よりして或は奈良朝以後の文人に及ばざる有らんも、達辭の上よりしては、却つて其の明暢通恢なるを見る也、太子の學と文、實は企て及び易からず

三 憲法の制定

太子の政治上、及び徳教上の顯著なる功績の一は、その憲法十七條の制定なり、太子の憲法とは、所謂幡書以明之の謂にして、必ずしも國家の法禁にあらず、乃ち當時に於ける理想の政治は、教によりて法を立て、徳を以て風を移すにあれば、太子の憲法も主として政教一致の見地上に立ち、刑を後にして教を先にせり、然もこの憲法の特色として見るべきは

- 一、よく儒佛の思想を渾融調和したることなり
- 二、時代の要求に適切したることなり
- 三、その大綱を擧げて遺漏なきことなり

要するにこの憲法は空文にあらず、先聖前賢の遺訓を無意義に羅列したるにあらず、節々皆時の要求と相待ち、必ず行ひ得べく、又行はざるべからざる所のものなり、これによりて太子の如何に

時代の要求を會得し

且つその接應の手段を研究せしかを知るに足る、彼の政治家としての手腕、實に悔るべからず

太子の憲法がよく儒佛の思想を調和し得たるは、これを一讀して直に解し得べし、已に前節に論し、如く、太子は決して佛法にのみ阿附せし人にあらず、思想界の空虚を充たし、こゝに日本國民徳教の基準を定めんとして、太子は有ゆる教義神儒佛を通じて、その精髓を招撫し、且つ渾和一とせしなり、三教論に太子の語を引ていふ

政非學不至、學之本儒釋神也、然好一者各惡其二、而嫉其存、欲其亡、我所知爲理、不知爲非、故政者宜通三不好一矣、若好一托政、狂道則王道廢、騷動發

この語果して太子の口に發せしや否やを知らずと雖も、太子の爲し、所によりて其志を料れば

政は學にあらざれば至らず

といふもの、恐らくその意を得たる言ならんか、故に太子の憲法を解せんには、その制定の本旨、實に徳教を以て爲政の根本となすにあるを知り、又その徳教とは、儒佛神を渾融調和せしものなることを知らざるべからず、次には、この時代の缺乏は、最もよくその憲法によりて暗示せらるゝことを知らざるべからず、更にいふときは、この憲法は、最も當代の要求に切實なるものなることを知らざるべからず、今その全章を擧げたる上に於て、多少の説明を試むべき也

一曰、以和爲貴、無忤爲宗、人皆有黨、亦少違者、是以或不順君父、乍違鄉里、然上和下睦、諧於論事、則事理自通、何事不成

二曰、篤敬三寶、三寶者佛法僧也、則四方之終歸、萬國之極宗、何世何人、非貴是法、人鮮尤惡、能教從之、其不皈三寶、何以直枉

三曰、承詔必謹、君則天之、臣則地之、天覆地載、四時順行、萬氣得通、地欲覆天、則致壞耳、是以君言臣承、上行下效、承詔必慎、不謹自敗

四曰、郡卿百寮、以禮爲本、其治民之本、要在乎禮、上不禮下不齊、下無禮以必有罪、是以君臣有禮、位次不亂、百姓有禮、國家自治

五曰、絕饕餮欲、明辨訟訟、其百姓之訟、一日千事、一日尙爾、況乎累歲、須治訟者、得利爲常、見賄聽讞、便有財之訟、如石投水、乏者之訟、似水投石、是以貧民則不知所由、臣道亦於焉闕

六曰、懲惡勸善、古之良典、是以無匿人善、見惡必匡、其誣詐者則爲覆國家之利器、爲絕人民之鋒劍、亦佞媚者對上則好說下過、逢下則誹謗上失、其如此人、皆無忠於君、無仁於民、是大亂本也

七曰、人各有任掌、宜不濫矣、其賢哲任官、則頌音起、姦者在官、則禍亂繁、世少生知、烈念作聖、事無大小、得人必治、時無緩急、遇聖自寬、因此國家永久、社稷勿危、故古聖王、爲官以求人、爲人不求官

八曰、群卿百寮、早朝晏退、王事靡盬、終日難盡、是以遲朝、不逮于急、早退必事不盡

九曰、信是義本、每事有信、其善惡成敗、要在乎信、君臣共信、何事不成

君臣無信、萬事悉敗

十日、絶悉棄、不怒人違、人皆有心、心各有執、彼是則我非、我是則彼非、我必非聖、彼必非惡、共是凡夫耳、是非之理、誰能可定、相共賢愚、如繩無端、是以彼人雖、還恐我失、我獨雖得、從衆同舉

十一日、明察功過、賞罰必當矣、日者賞不在功、罰不在罪、執事群卿、宜明賞罰

十二日、國司國造、勿歛百姓、國廩二君、民無兩主、率土兆民、以王爲王、

所任官司、皆是王臣、何敢與公、賦歛百姓

十三日、諸任官者、同知職掌、或病或使、有關於事、然得知之日、相和如會識、其以非與聞、勿妨公務

十四日、群臣百寮、無有嫉妬、我既嫉人、人亦嫉我、嫉妬之患、不知其極、所以智勝於己則不悅、才優於己則嫉妬、是以五百歲之後、乃令遇賢、千載以難得一聖、其不得賢聖、何以治國

十五日、背私向公、是臣之道矣、凡人有私、必有恨、有恨必非同、非同則以

私妨公、恨起則違制害法、故初章云、上下和睦、其亦是情歟

十六日、使民以時古之良典、故冬月有間、以有使民、從春至秋、農桑之節、

不可使民、其不農何食、不桑何服

十七日、大事不可獨斷、必與衆宣論、小事是輕、不可必衆、唯速論大事、若

疑有失、故與衆相辨、辭則得理

辭約に、義豊に、文字に雍容の氣ありて、并せて明整謹嚴の意を具ふ、案に當代の藥石、後人の範型なり、然して憲法制定の目的を知らんと欲せば先づ

推古期の時勢を明めざるべからず

物部蘇我二族の排擠は前にいへり、穴穗部皇子、守屋大連、勝海連の枉死、崇峻天皇の弑逆も亦前にいへり、是時はこれ等争亂の一たび蕩清して、政權全く馬子的手中に歸したる時なり、炊屋姫皇后蘇我氏の出を以て位に即き、本邦女帝即位の權輿を爲したる時也、然れども守屋の一族亡びしと雖も、麤鹿火の系は依然としてあり、その他中臣、大伴、阿部、境部、穂積、佐伯の巨族、隠然

勢力を蓄積し、禍亂爆發の機は常に熟しつゝあり、加ふるに馬子の横暴、權を恃みて朝家を凌轢し、不臣の行爲少らず、又族人黨争の弊は倫常の上に及び、馬子の君を弑せし悖逆はもとよりなり、炊屋姫皇后の妹を以て兄穴穗部皇子を殺せる、馬子の妻が其夫に謀を授けて、兄守屋を殺したる、盡く道義の沈淪、風俗の頹敗を意味せざるなし、こゝに於て太子の憲法は、主として

上下の協睦を説きたり

臣民の順謹を説きたり、禮數の必要を説きたり、これ馬子の如き悖逆の臣を矯正し、その手足を桎梏する上に就て、寔に切實なる教令ならずや、その他第五より第十三に至つて、日常奉公の道を序し、第十二、第十六に於て外臣の規矩を示し、最後に公私各道あり、私を以て公を害すべからざるをいふ、これ時病救済の無比の良藥なり、然も殊に太子の手腕の大なるを示すは、この憲法制定が、毫も馬子等の反感を買はずに、群卿百官の贊同を以て當時に行はれしことなり、假令三寶崇敬の一條が、馬子の悦に投せしとはいへ、彼が良心上の鞭笞

にひとしき法制が、最先に彼の同意を得、彼の奉行によりて上下に頒布せらるゝに到りしこと、太子よりしては非常の成功なりといはざるべからず、恐らくこの一事

太子畢生の苦心の存せし所ならん

後備太子の意を料らず、漫罵の言を以て之に加ふ、其愚や測るべからざる也、太子は憲法制定の裏面に、猶一の企劃を有せり、即ち氏族政治打破の目的是れなり、思ふに臣族の跋扈といひ、族人の黨争といひ、輿に病源を氏族政治に發す、太子が時病を救済するの巨又は、勢ひその根本に向つて一割の威を下さざる能はず、然れども太子は急激なる改革家にあらず、根枝株連、時病は深く社會の内外に彌蔓せり、激劑を以て沈痼を治せば、別症を變成するに至ること必せり、太子の智なることを以て輕々しく更革の治を舉げず、先づ官位十二階を定め、徐々に新政頒布の形勢を漸致せり、不幸にして太子薨後、その志を承けしものその勢を察せず

大化の治近江朝の新令

威を以て政を行ひ、却つて壬申の大變を激成せり、こゝを以ていへば太子の知見治術、本邦政治家中の冠冕といふも可なり、若し大化諸制度の燦然たる光輝に打たれ、太子はその草創者のみ、孝徳の朝、中大兄皇子、中臣鎌足の人才を得て、はじめて中興の文物完成せりと謂はゞ、これ實に形勢を審にせざる過なり、制度の美は時に切なるにありてその文にあらず、政治の要は治を爲すにありて弊を攻むるにあらず、大化の政は、文を修むるに意ありて、弊を攻むるに急なり、國本内に立たず、朝威外に宣せず、徒に法令によりて民を治む、潰裂四出、救ふべからざるに至ること必せり、天智智と雖も、聖徳の徳に及ばざること遠し。

四 史籍の載録

史にいふ、推古の二十八年、太子馬子大臣と共に議し、天皇記、及國記、臣連伴造國造百八十部並に公民の本記を録すと、これ實に本邦修史の始なり、この書未だ成らず、皇極天皇の四年、馬子の子蝦夷誅せらるゝ時、悉く天皇記、國記等を焼く、船史惠尺疾く焼殘の書冊を取りて、これを中大兄に献ず、この燒殘の書、書紀編纂の史料たりしやも亦料り難し、要するに太子は、その事業の一として、併せて史籍の載録をも試みたり、殘缺の風土記、書紀の史料等、皆太子の餘恵に出づといふも亦可ならん

五 藝術の獎勵

七二

佛教の渡來は、併せて支那文藝輸入の接引者となり、その弘通は、更にその普及と發展を助けたり、然れども實は太子が保護獎勵の力に頼ること多し、欽明の十四年、樟木を以て佛像二軀を造りしこと前に出づ、これ百濟王の佛像を買せし翌年にして、この時己に造佛工ありしと明なり、同年又百濟より醫博士、易博士、曆博士を徵す、翌十五年これ等の徒、採藥師以下と共に來る、敏達六年、百濟又造佛工、造寺工を買し、崇峻六年には、寺工、鑑盤博士、瓦博士、書工等來る、こゝに於て建築、彫刻、丹青の技は、所謂推古式を形成する迄に、非常の進歩を遂げたり、然して當時の藝術の如何なるものかを知るには、日本藝術史を究めざるを得ず、これ本傳の目的にあらず、但し太子の後世に遺しし首要なるものの一たる、法隆寺以下の諸美術を知る上に於て、その概要を領する必要あるは

鞍作首鳥等の事業なり

鳥は推古式美術史上に光輝ある名譽を有するもの、一人にして、その技を以て大仁位を得たり、その父は多須奈、司馬達等の孫なり、日本書記にいふ第二十二卷推古天皇紀

十三年夏四月辛酉朔、天皇詔皇太子大臣及諸王諸臣、共同發誓願、以始造銅繡丈六佛各一軀、乃命鞍作鳥、爲造佛之工、中界十四年夏四月乙酉朔壬辰、銅繡丈六佛像、並造竟、是日也、丈六銅像坐元興寺金堂、時佛像高於金堂戶、以不得納堂、於是諸工人等議曰、破堂戶而納之、然鞍作鳥之秀工、以不壞戶得入堂、即日設齋、於是會集人衆、不可勝數、自是年初、每寺四月八日、七月十五日設齋、五月甲寅朔戊午、勅鞍作鳥曰、朕欲興隆內典、方將建佛刹、肇求舍利時、汝祖父司馬達等便獻舍利、又於國無僧尼、於是汝父多須奈、爲橋豐日天皇出家、恭敬佛法、又汝姨鳥女初出家、爲諸尼導者、以修行釋教、今朕爲造丈六佛、以求好佛像、汝之所獻佛、本則合朕心、又造佛像既訖、不得

入堂、諸工人不能計、以將破堂戶、然汝不破戶而得入、此皆汝之功也、即賜大仁位、因以給近江國坂本郡水田二十町焉

一佛工を以て大仁に任せらる、半祖功によると雖も、太子の藝術を保護すること實に篤かりしなり、鳥は當代の名工として此の如く太子に推重せられ、その手腕を日本美術史上にとめしもの頗る多し、本傳に掲げし法隆寺釋迦佛背銘によるも、その像亦彼の手になりしこと知らるべし、その他東大寺日記釋尊背銘には、法隆寺金堂二蓋瓦葺三間四間、光背有銘文、太子壬午歲入滅之由有之、金銅釋迦三尊像中尊等身、並等身四天王像在、西壁阿彌陀淨土圖繪、中尊半丈六也、東壁藥師淨土圖繪、中尊同寸、南北壁各在佛并繪、繪悉像皆是鞍作部鳥筆也といひ、太子古今目錄抄には、金堂、此堂内壁、有四佛淨土繪、鳥と云繪師書之、天王寺塔扉畫、繪佛師同之、字鳥也是一乘院之說也、西壁阿彌陀淨土、東壁寶生淨刹、北浦ノ戸東脇壁、藥師淨土、同戸西脇壁、釋迦圖土元のまゝ、如此繪書ケリ、自餘壁ニハ、佛ノ立像繪セリ、上柱貫上、深山中ニ羅漢等住所書ケリ、皆坐像、一間左右各一體也といひ、名工の遺蹟存すること今に少からず

又白加以下の諸畫工あり

畫工白加の入朝は、前にあげたり、秦造河勝の畫に長せしこと、史に據る所なきも、法隆寺所傳毘沙門の影像是、彼の畫きし所なりとの傳説あり、その他書記に黃書畫師、山背畫師の名出で、太子傳曆には饗秦畫師、河内畫師、檜畫師の名見ゆ、又法王帝説には、東漢末賢、高麗加西溢、漢奴加己利の、天壽國繡帷二帳に畫きしこと出でたり、これ皆太子保護の下に成功したる、丹青家の優秀なるものなるべし

又太子の伎樂を興せしこと史に見ゆ、紀推古二十年に、百濟人味摩之歸化す、曰く吳に學んで伎樂を得たりと、則ち櫻井に安置して少年を集めこれを習はしむ、眞野、首弟子新漢齊文の二人、これを習ふてその儻を傳ふと記せり、これによれば聲樂梵唄の屬、亦太子によりて吾邦に輸入せられしならん、然も太子が、大陸文明攝取の偉大なる事蹟は

その遺唐使派遣をはじめし

一事にあり、遣唐使のこと今これを次節に論ず

六 遣唐使

大陸文明を攝取するに銳意なりし太子は、三韓によりて之れを得ることの頗る迂遠なるを思ひ、推古帝の十五年、遂に小野妹子を隋に遣はすに及べり、この遣唐使後世の稱なり理宜しく遣唐使の稱に從ふの目的は二あり

- 一、支那の状況を探らしむること
- 二、大陸の文物制度を學び、且典籍を買求むること

初度の遣唐使は、猶この他に佛法を傳ふる目的も有せしならん、隋史東夷傳に

大業三年推古の十五年其王多利思北北は比の誤孤推古天遣使朝貢、使者曰、聞海西菩薩天子重興佛法、故遣使朝拜、兼沙門教十人來學佛法

といへり、本傳太子の幼時に擧げし、法華經請來の一事の如きは、もとより後人の附會のみ

太子は此の如き目的を以て、大禮小野臣妹子を隋に使せり、當時隋に通ずるも

の三十餘國、新羅百濟皆これに臣事す、然も日本は隋人の看て、「新羅百濟以倭爲大國、多珍物」となすもの、我邦の使節彼に入るに及び、煬帝の得意想ふべし、故に彼は吾使節を優遇し、鴻爐寺掌客斐清書紀に斐清と出づ等十二人をして、更に妹子を送つて書を吾邦に致さしむ、其書に曰く

皇帝問倭皇、使人長吏大禮蘇因高妹子等至具懷、朕欲承寶命、臨仰區宇、思弘德化覃被含靈、愛育之情無隔遐邇、知皇介居海表、撫寧民庶、境內安樂、風俗融和、深氣至誠遠修朝貢、丹款之誠朕有嘉焉、稱暄比如常也、故遣鴻爐寺掌客斐世清等、稍宣往意、并送物如別日本紀、自ら中國を以て居り、臣禮を以て他邦を待つは、支那歷代君主の爲なり、煬帝亦

遠夷を撫する意を以て吾を待つ

然れども翌十六年、妹子等再び學問僧留學生八人を伴ひ斐清を送つて彼に使せし時、吾使臣の齎せし書は、全く彼の意表に出でたり

東天皇敬白西皇帝、使人鴻爐寺掌客斐世清等至、久憶方解、季秋薄冷尊何如、想清念此即如常、今遣大禮蘇因高、大禮乎邪利吉師雄成等、謹白、不具日本

紀

隋書東夷傳に、帝覽之不悅、謂鴻爐卿曰、蠻夷書有無禮者、勿復以聞とあるは、恰も當時の情を得たるものならん、この書實に、天皇外邦に通問するの始なり、然も

體裁を具へしこと此の如し

後世我朝臣の、自ら屈して前例を壞り、遂に至尊をして御座を避けて外客を遇せしめし如き失體を生じ、と、殆んど同日にして語るべからず、太子の智、遣使を以て支那文明攝取の手段となし、も、よりに我國威を辱むることを爲さず、これに比すれば唐の世、吐蕃と座次の甲乙を争ひしが如きは、一笑資に値せざる也

妹子再度の行、學生倭漢直福、因奈羅譯語惠明、高向漢人玄理、新漢人大國、

學問僧新漢人日文、南淵漢人清安、安志賀漢人惠隱、漢人廣齊等八人を携ひ行く、これ等の諸人は、皆皇德天智の朝に任用せられ、大化の革新、近江令の制定に興りて力あるものなり、而して皆太子の餘惠ならずんばあらず

第四 餘論

一 太子の仁慈

太子の事業行蹟、略これを前に悉くせり、然らば太子は如何なる性行を有する人なりや、護法資持論森尚謙著にいふが如く、太子は果して仁弱の人なりや、仁弱の二字、その義如何は又人々の解する所によるも、太子一代の事歴を統ぶるに、その柔性淵徳、孝慈の情に富みしことは明なり、太子傳曆によるに、父皇不豫の時、太子衣帶を解かず、日夜その病に侍し、天皇一飯すれば太子も亦一飯、天皇再び飯すれば太子も亦再飯すといへり、人を愛すること至性に根す、況んや父母をや、今憲法十七條を見るも、太子の性行は明白に措辭の上に現はる、己に懸書して命を將ふ、之に次ぐに刑罰を以てするは當然の措置なり、然るに十七條中

未だ一たびも刑罰を言はず

これ太子仁慈の性、發して文章となれるものにあらずや、然らざれば悖逆横暴の馬子大臣が朝政を擅にせる時に於て、豈に此の如き雍容の文字を看んや

太子仁慈の性に兼るに、恭謙の徳を以てし、并せて忠悃の誠に富む、「大安寺縁起」に曰く

廿九年辛巳、太子薨于斑鳩宮、其將薨之時、天皇聞而慙之、勅田村皇子屢問太子病、中略太子報天皇曰、臣幸以宿恩忝生皇門、欲報之徳、昊天罔極、况非其器、久執朝柄、聖恩未酬、浮生將盡、以此爲恩、亦無所願、但欲以熊凝精舍大安寺獻朝廷成大寺、是唯保護皇胤之故也

以此爲恩亦無所願といふを以てせば、田村皇子の過問は、天皇の意を以てその求むる所を聴しなり、天皇聞而慙之といふもの、亦久しく儲貳にありて政務に筋勞し、終に皇位を履まざるを以てにあらずや、然も太子は一毫も

子孫を以て念とせず

唯皇運の長久を以て志となし、瀕死の時に及んで、猶この一事に繫念す、切々

の言、惻々の情、千載の下人をして欽仰に堪へざらしむ、此の如く志行双清、公あるを以て私を知らざるもの、古今果して幾人かある、太子の事業は極めて偉なり、然れども其人の性行は更らに偉なり

太子の聲望一代に高かりしも、亦前後希に見る所なり、太子は朝廷の柱石、臣僚の師傅、生民の父母なり、その薨去の報を得て、士民の悼感せしやいふを待たず、高麗の僧の太子と死日を同ふせしといふが如き傳説も、亦その死を痛惜せられたる人心の反影のみ、太子の徳や至大甚深、よく民を化し俗を移せり、これを

馬子大臣との關係に見るべし

はじめや狼戾にして豺虎の如きもの、後には馴れて狗羊にひとし、これ豈に智術の能くする所ならんや

二 太子と馬子との關係

太子と馬子との關係は、古來史上の疑問となれり、太子を責むるものは、馬子が滔天の罪姪を容與し、これと政を同ふせしを以て、太子亦その謀に與れりといひ、知つて誅せざるはその罪これにひとしといふに在り、羅山の蘇馬子辨に、八耳弒天皇と論せる、徂徠の擬家大連檄に、弒君者殺無赦、與其謀者皇鈞といひる、山陽の過厩戸皇子廟作に、如何咫尺際、褒充君與親、龍血流幄座、諉之宿世因、憲法知何律、縱釋弒逆人と詠せる、皆この心なり、然れどもこれ共に當時の形勢と、太子の人と及び其志とを知るものにあらず

用明天皇の崩後、物部氏の黨與皆亡びぬ、皇族群臣悉く馬子の黨ならざるなし、時に太子僅に二十歳、且つ身に一兵を有せざる也、以て争てか累世の勢威を積み、多數の子弟、族黨とを有する、この巨族の罪を問はんや、且つ中大兄の入鹿を誅せしと、この當時とは頗る形勢を殊にせり、中大兄には鎌足以下の手足あり、太子は了了たる一个の身のみ、太子若しこの時を以て起て馬子の罪を問は

獨り太子の族の夷滅せらるゝのみならず、累を凡ての皇族に及ばすや必せり、これ太子の

輕々しく馬子の罪を問はざる所以

なり、加之のみならず太子は仁恕の人なり、その志亦人の罪咎を誅責するよりも、徳を以て之を化し、邪を正し狂を直すにあり、孔子春秋を作つて亂臣賊子怖るといふ、これ春秋の筆に與奪あればなり、乃ち孔子の氣象に少正卯を誅する勇氣あればなり、然るに憲法十七條、何れの處にかこの意氣を認むるや、太子は夾谷の會に、歷階して陞る底の人にあらず、又爲政三日、私擅の宰臣を誅する底の人にあらず、よしや當時馬子を誅する兵力を有するも、太子は寧ろこれに出でずして彼に出でんか、姜里に易を修むるは彼の爲し得る所なれども、兵を孟津に會するは斷じてその爲し得ざる所なり、剛柔は性なり、剛必ずしも勇にあらず、柔必ずしも怯にあらず、故に剛柔を以て

太子と中大兄とを優劣する能はざる

は、勇怯を以て文武を優劣し得ざると同じ、太子には慷慨の意氣なく、颯爽の風神なし、然れども以て太子の人と爲りを損益するに足らざる也、若し太子にして嚴霜烈日の威あらば、馬子を殖罰するはもとよりなり、皇族群臣、誰れかよくその首領を有たん、これ雄略武烈二帝と擇ぶ所なし、然れども吾日本は、十人の雄略天皇を得んよりも、一人の聖德太子を得しを以て大に徳となさるべからず、朝廷の積弊は氏族政治の壞潰に因る、豈に一馬子の生死これに興らんや、加ふるに國威年々外に折し、吾兵多く韓に敗る、太子の志先づ自ら内に修めて、徳を以て民を化し、更に四境を化するにあり、故に口に兵革の事を言はず、これ子羽を階に舞はす心なり、その馬子を容與せる、亦これなり、然らば太子は

如何にして馬子を化したるか

載籍これを志して詳ならず、二者の關係これを明にし得ずと雖も、吾人を以て之を料るに、馬子は全く太子の徳に化し、その横暴の性を改め、鞠躬如として太子の誨に従ひしが如し、太子傳曆、扶桑略記には、共に馬子の死せんとするや、遺言して己が太子の像前に跪くの書を作らしめしことを載せたり、これ馬子虎狼の性、遂に太子仁恕の徳に化したる一證たり、又馬子の柔順なるを示すに足るべきもの、史に二事實あり、推古三十二年十月、馬子人をして葛城縣を乞はしむ、天皇詔して曰く

今朕則自蘇我出之、大臣亦爲朕舅也、故大臣之言、夜言矣夜不明、日言矣則日不曉、何辭不用、然今當朕之世、頓失此縣、後君曰、愚癡婦人臨天下、以頓已其縣、豈獨朕不賢耶、大臣亦不忠、是後葉之惡名

と、則ち聽さず、この詔によりて馬子の勢力の大なるを知ると共に、その從順にして悍濶驕驚の素性を一變せる事實をも知り得、又同二十年正月、群卿を宴せし日、馬子大臣壽を上つて歌つて曰く

訶之胡彌豆 兔伽信摩都羅武 烏呂餓彌豆 兔伽陪摩都羅武 宇多豆紀摩都

歌詞何ぞ忠悃の情に富むや、これ太子の憲法に載せたる、君言臣承、上行下靡、故承詔必慎、不謹自敗の義を體するものならずんばあらず、誰か太子の化馬子に及ばずといふや、吾人は兵を以て馬子の罪を問ふ以上に、太子は馬子に對して成功したるものと認む、虎狼の馬子然り、况んや天下百姓をや、太子はひとり制作の聖のみならず、又行化の聖といふべき也

弘法大師傳

第一 總論

一 大師とその時代

黄金は無人の野、絶險の地に生ずるも、これを輸し來すは百貨輻輳の市場なり、これ黄金の値は、無人の野に生ぜざればなり、人才も亦必らずその重せらるゝ地に集ること、片羽碎金の水の如く市に就くが如し、これ此にあらずんばその才を成す所以ならざればなり、奈良平安の兩朝、南都北嶺の佛法昌盛を極め、上帝王摺紳より下庶人に至るまで、悉くこれに隨喜渴仰せざるなく、僧綱高く、莊園多く、寺門の富貴王侯に伴しかりし時、佛法は功名の地にして、又

人才の淵叢たり

故に天下門地の素なくして青雲を翹望するもの、競ふてこの地に集り、一技一

能を挾みて當世に售れんことを求むるもの、勢ひ身を縮流に托するを利とし、高材逸足、時流の冠冕たる者、亦多くその頂を圓にし、その袍を方にせり、故に兩朝の人物、これを衣冠の徒に求むるよりも、これを方外の徒に求めざるを得ざる有様となり、前にしては道昭、義淵、玄昉、行基あり、後にしては最澄、空海あり、皆これ五百年にして希に出づるの才なり、之に加ふるに文華鬱茂、才藝悉く足り、佛法の光輝一代を炳燭せしこと、殆んど前後此の如き盛事を見ざる也。

奈良朝より平安朝に亘れる時代は、獨り佛法が其光輝を揚げしのみならず、文物亦一代の盛を極め、雄健撲茂なる万葉調の、才華陸離たる古今調にかはりし時代にして、又菅江諸家の諸詞人を續出したる時代なり、更に言へば推古朝以後蓄積蘊釀したる支那文藝の酵母が、方に醱酵せんとして、こゝに

日本的精華を發揚

したる時なり、この傾向は文藝方面のみならず、佛教上にも著しくその風氣を

認むるを得べし、欽明朝に佛法渡來してより幾許の年所を経たり、土を積めば草木之に生じ、水を積めば魚鼈之に生ず、今や佛教は魚鼈を生ずべき時となれり、豈にそれ魚鼈のみならん、最澄、空海は佛教界の龍蛇なり、積水の底この尤物を生ず、佛教の朝野に阜積せし勢力の漸大、蓋しこれによりて知り得べし、然もこれ等の人才、更に積漸の力を鼓盪して尾聲を一振す、その波を揚げ水を巻くや、以て乾坤を旋轉するに足る、加ふるに彼等は、ひとり宗教界の偉人たるに止らず、更に

文藝界の巨人なり

空海の如きは殊に然り、空海は佛道の流布者として、又文教の宣傳者として、恰も聖徳太子の爲し、事業を成せるものなり、太子は創設者なり、而して空海は大成者なり、當時の佛教は常樂拔苦の安心教たるのみならず、又有ゆる文學、美術、工藝の指導者たる如くに、彼は各方面に拔群の智識と趣味とを有し、平安朝の先頭に立ちて、これを握揚振作せり、大江匡房のこれを讃して

偉哉大聖 兜卒降神 爰自髻鬣 匪直也人 乘桴浮海 越境問津 甘露弘法
 大日施仁 三杵示地 五筆留眞 二朝傾首 万乘禮塵 他鄉月夜 高野花
 春 初證三地 後遺全身 入金剛定 昇摩尼林 民受其賜 奈何大鈞
 といへる、溢美の言にあらず、要するに佛教は此の如き非凡の人才を吸収し得
 て、大に平安佛教の聲價を昂げ、空海亦人心歸仰の釋道に身を投じ、併せて帝
 王の尊信を得て、その才學を盡すことを得たり、而してこの人を傳する、先づ
 當時の佛教の如何なるものなるかと説かざるべからず

二 平安佛教の特色

佛教渡來の初は、守舊者、即ち日本建國の精神は、この蕃教と相容れずとする
 一部の守舊者の爲に迫害せられたり、但しこの迫害は、多少の政争を加味せし
 ものとして見るべし、然るに聖德太子の儲貳を以て衆信に先んじ、身を擧げて
 三寶の興隆に任せしより、佛教は主として勢力を宮掖の間に敷くことを得、隨
 つて朝野の崇信となり、上下靡然風をなし、加ふるに代々の天皇これに歸仰し
 給ひしかば、その勢牢然抜くべからざるものとなれり、されども彼の最初の味
 方は貴族にして、その擁護者亦貴族なるより、佛教は本來の教理より逸して

貴族的にして又現世的

なる、一種の傾向を帯びたり、この傾向は、奈良朝より平安朝時代を終るま
 で、一穿渝らざる特色なり、今佛教の宗派よりすれば、はじめ三論と成實入り、
 次て法相、俱舍來り、最後に華嚴の一宗宣傳せられたり、これ等の諸宗は、大

小兩乘を兼攝せしものなれども、皆深大にして幽渺なる印度哲學の特色を帯び、決して局促せる福田利益説にあらず、又淺薄なる現世教にもあらず、然れども實際的にして思想の深さを有せざる吾國民は、この高くして深き方面を消受する力なく、剛は吐き、柔は茹ひ、その現世的なる一面のみを消化し、且つ崇信せり、故に當代に著しく發展せる佛教自體は、幽深なる教理の尋繹攻究にあらずして、莊嚴なる建築、彫像、畫圖、梵唄等に屬する

美術工藝の一面

にして、僧徒の事業としては、行基の如く博濟的の事業に民心を繋ぐか、然らずは支防の如く政治的の技術を以て、時の政治に結合し、この方面より佛法の根基を固ふするの策に出でざる能はず、乃ち南都の佛教の全然政治と密接なる交渉を有せしこと、これ等必然の結果に根くなり、而して平安佛教は、これを如何に承繼し、且つ變化せしか
平安佛教も亦同じく貴族的にして、且つ現世的なり、唯これを奈良佛教に比し

て政治上の交渉稍少しく薄くなりゆけるのみ、尙その他に平安佛教の特色として見るべきは

- 一、佛教の著しく日本化せしこと、その承繼的ならずして述作的なりしこと
- 二、神佛二教の融合の、頗る事實となりしこと
- 三、現世的なる傾向は、主として事相の盛行を來たせしこと
- 四、教理の綜合的なりしこと、殊にこれを臺教の上に見る
- 五、當代の文藝と一致したること、殊にこれを眞言の上に見る

等にして、然もこの時代の代表者たる、最澄空海二人の人格に相違ありし如く、この二人を教祖とせる、天台と眞言との二宗は、同時代の産物ながらも亦同じく相違あり、これ如何なる宗教も

教祖の人格を以てその生命

となせばなり、彼等はその宗旨の、活きたる典型なり、こゝに於て性行の相違、直に宗風の相違となる、但し共に平安佛教たる特色を有するに於て相同じ、然

して教理宗風の根本的相違は、教祖の人格以上、亦その源を支那に於ける宗派の異同に發す

三 佛教の分派

偉大なる感化と、赫奕たる光輝とをその事業に有せしに拘はらず、陰黯の色を以て遮蔽せられたるは、佛陀の一生の歴史なり、印度には宗教ありて歴史なし、冥想を喜ぶ國民は、甚深なる尋繹に興味を有するも、史的穿鑿はその長ずる所にあらざらん、随つて佛典結習の顛末の如き、又決し難き疑惑の裏にあるもの多し、然して吾人の目前になるものは、儼たる六千軸の遺經なり
辨じ易からざるものは姑らく之を後にせよ、後人はこの留存せる遺經に就て、佛陀の教の如何なるものなるかを知らざるべからず、但しこれには時間の次第あらん、又教義の階級もあらん、これを判じて五時四教とせんも、又大小顯密二教とせんも、それは問ふ所にあらず、されども衆理を融化綜合し、その時と義との矛盾を調節し、これを一指に歸實せしめんは、到底爲し能はざるものとなさるべからず、こゝに於て道を學ぶもの、各その一理を執して立つ、乃ち

流派の争こゝに生ず

時の前後、二教の眞假、二千餘年を経て争訟決せず、一人一旨、一宗一理、屋下に屋を構ひ、床上に床を架す、要するに是れ門戸の見なり。吾邦に佛教ある、はじめ百濟に得、後に唐に得、唐の時六朝を承けて佛法旺盛、傳燈の諸高僧前後相次て輩出す、これに加ふるに南竺西域の僧の、來て道を宣するものあり、南朝七百寺、一道場一高僧あるも、猶七百高僧なり、此輩或は戒に得、禪に得、法に得、千枝万葉、これを成竹より見て枝葉なり、然れども一枝一葉、これを枝葉より見て同じく成竹なり、色相具足す、流派の見、これを完きものよりして一支一脈なれども、これを流派よりしてその全面目なり、然もこの流派的佛法は、彼よりの歸化僧、吾よりの入唐者によりて吾邦に宣布し、更に

第二の流派を生じたり

三論、成實といふも、法相、俱舍といふも、華嚴といふも、乃至天台、眞言といふも皆是なり、己これを人に得て、更にこれを人に傳ふ、當時傳來の佛教なるもの、面目實に此の如し、唯後れて來るもの精益求精に、例せば法相三時教の見を立て、一代の教を攝し、有、空二教を以て未了義とし、自己の中道教を以て眞實了義の教となせば、華嚴は更に五教四法界を立し、法相を大乘始教とし、その第三位に置き、自教を以て大乘終教、頓教を経て圓教に至れるものとなす。

眞言の立地も亦然り

空海曰く、如來の出世は衆生を利せんが爲なり、利生の要、法を説くを本となす、法に五種藏あり、一に修多羅藏、二に毘那耶藏、三に阿毘達磨藏、四に鉢羅孃藏、翻して智慧といふ、五に曼荼羅藏、翻して眞言といふ、是の如きの五藏、譬ば牛の五味の如し、乳略、生蘇、熟蘇、醍醐、次の如く之を配し、衆生の機縁に随ひ、分ちて五味となす、四味の法は極重罪を稍すること能はず、眞

言醜○翻○のみ能く一切の重障を除き、早く法身安樂を證す、是等の如き五味の教の中、四味の教は、皆是先代の聖帝賢臣、十三大寺を建立し、年分十二人を度し、廣く田園利稻を入れて、講説經論の料に充て、各々業を分て習學せしむ、是の故に昔より今に迄るまで、人法爵として興り、師資絶えず云々、これ亦眞言を以て

諸宗中第一等の教

となすものなり、信なくんば教立たず、これ等教祖の○一宗を宣傳する、一に支那に於ける流派の○見を承繼し、ものとも雖も、自ら深くその教義を信するにあらざるば、争てかよく頂天立地その教旨を弘布すべけんや、而して今立教の跡を見るに、傳教大師の天台教を弘めしと、弘法大師の眞言宗を通せしとは、二者に根本的相違あり、最澄の傳教は、三諦の法を立て、十乘の觀法に依り、六即位を行し、凡て天台の眞義によると雖も、更に密禪戒三宗を攝して、諸宗の長所を綜合せんと試みたり、これ奈良佛教の後を受けたる平安佛教としては、或

は當然歸結すべき地ならんも知れず、これに反し空海の弘法は、全然以前の佛教に對しても、又以後の佛教に對しても

一種特異の色ある宗門

を立せり、その傳統に佛陀を有せざる、又法身佛なる毘盧遮那佛を歸依佛とせらる、密部の事相を主とせる、共に他の宗義に見るを得ざる特徴なり、要するに弘法大師は、才學行法の絶倫なる希有の高僧にして、獨り平安佛教のみならず、吾那の佛教史に一大異彩を放てる、神通を具へし碩學と稱すべきもの也

四 大師と眞言宗

唐代の佛教は、戒日王時代の新氣風を傳承せり、この時代は、佛教の黄金時代ともいふべき阿育王の朝を去ること八百五十年、無著天親の後を受け、陳那出で、舊式の因明を改造し、安惠、德惠、護法、戒賢等の名衲相次て輩出し、大乘の宗風五竺を風靡せし時なり、然も、シヤン、カラの勝利に先たつこと二百年、印度佛教が炳然として滅ぶる前、恰もその最後の光輝を發せし時なり、玄奘、義淨は方にこの時を以て印度に入れり、故に唐代の佛教は、玄奘によりて部執義學の古風を脱し、唯心瑜珈の新論基を樹立し、義淨によりて南山の舊律を排し、說一切有部の新律を鼓吹せり、これに次て興れるは

密教灌頂の新宗義なり

密教は大廣智、不空二僧等によりて唐に宣傳せられたり、凡て宗教上の新義は、守舊派の迫害あるも、教義自身と傳道者とはは新生命あり、活氣あり、大師の

入唐は恰もこの時に會し、この新潮流に乗せし者なり、これより前、越智山の泰澄は、大師に先たちて眞言秘密の法を修せしと雖も、これ榮西の前の行基なり、何等の反響をも生ぜずして止めり、大師興法の時期に乘じ、學道の機根を揮ひ、大廣智、不空の遺法を青龍等の大闍梨に得て、これを南部佛教已に衰へたる日に説く、時會し、人和し、よく龍猛菩薩の新宗義を日東に廣普することを得たり、元來密教は

一種の眞言禪なり

その宗義の唐に行はれしも、禪宗盛行の氣運中に乘じたればなり、即ち心法に執するを禪といひ、體相に執するを眞言といふ、眞言の禪に先たちて吾邦に行はれしは、支那に於て禪宗盛行の氣運に乘じし如く、吾邦に於て事相盛行の機會に會せし故なり、故に彼は加持を行じて、修法の奇特に一代の人心を繋ぎしも、持戒と修禪によりてその教義の根本を立せり、これ教義の究竟地はこれにあらずんば完からず、教法の宣布は彼にあらずんば行ふべからざればなり、要

するに大師の慧眼は、教風推移の状態と、人心歸嚮の趨勢とに熟すること深く、主として教界の新潮流に乗じ、更に時代接應の機を把束したるものなり、不幸にしてその法嗣時勢に通せず、株を守りて兔を待ち、舟に刻して劍を求む、然らずんば榮西の禪法を宣傳するに先立ち、密教天下の形勢と推移を與にい、よく

武家時代の加護法たることを得

たらしめ、これによりて之を觀れば、大師の法基を紀南に創せしこと、適と以てその遠大の志を見るに足るなり、平安の佛教は、理公家政治の衰亡と共に廢滅せざるべからず、眞言のこれ等政争の渦中に滾入することを脱し得たる、幸に地の僻遠にあるを以てなり、大師の承繼者、若し大師の心を以て心となし、その王朝政治と融合したる故智を以て、更にこれを武家政治に試みば、彼の天台華嚴となつて衰へず、威力優に東西五山の上に立たんこと、決して望み難きことにあらざりしならん、人一代、法も亦一代、後嗣皆様によりて胡蘆を描き、

教義の上にも、又形勢の上にも、共に何等發展の地を求めず、次て教相上に

本地説加持説の分争となり

此處に古義新義の派を生じ、傳法院の一派は分れて根來寺となり、事相上には廣澤遍照寺の寛朝、小野曼茶羅寺の仁海と對立の結果廣澤小野の二派を生じ、この派更に分れて十二派、三十六派となれり、眞言宗の衰亡偶然にあらざる也

第二 大師の生涯

一 その系統

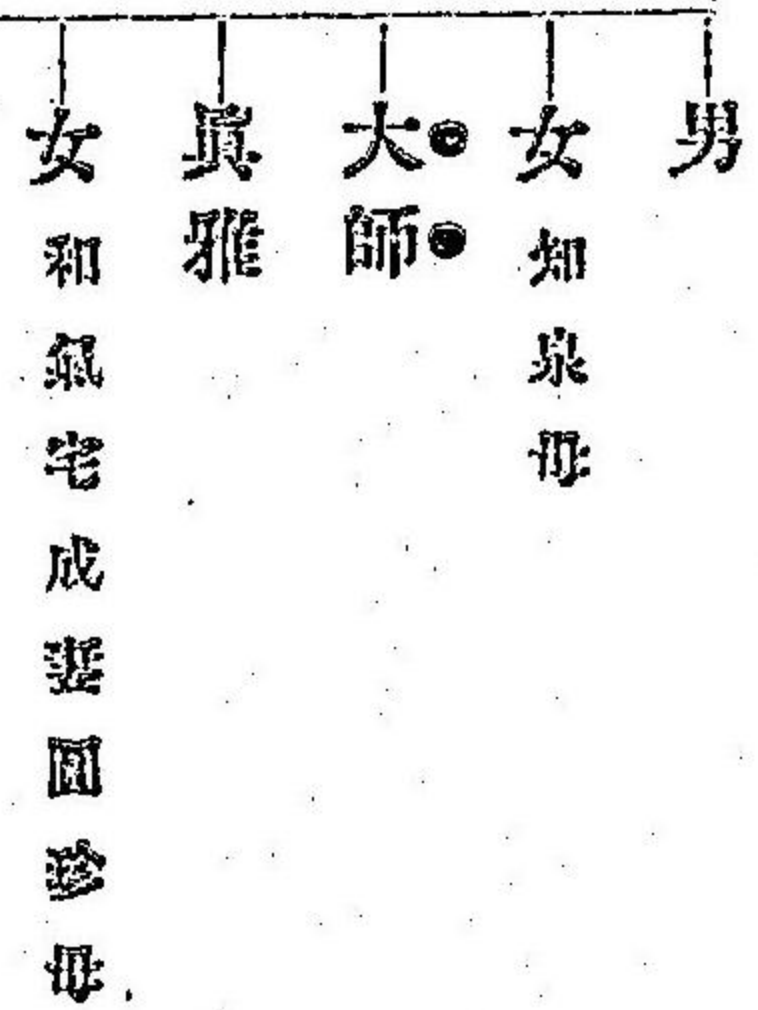
雲雨蟻垤に興らず、龍蛇蹄涔に生せず、偉人豈に凡胎に出でんや、大師亦名族の家を生れぬ、大師の父は讃岐國多度郡屏風浦の人、佐伯の直、名は田公、諱は眞氏、善通卿と稱す、母は伊豫親王の學士、從五位阿刀の宿彌、大足の妹、玉依御前なり、田公の祖は天押日命に出づ、新撰姓氏錄を按ずるに、高皇產靈子天押日命之後也、初天孫彥火瓊杵尊神駕之降也、天押日命大來目部、立御前降于日向高千穗峯、然後以大來目部爲鞠負部、天鞠負之號起於此也、雄略天皇御世以天鞠負賜大連公、奏曰衛門開闔之務於職已重、若一身難堪、望與愚兒語相併奉衛左右、依勅奏是大伴佐伯二氏掌左右開闔之緣也、佐伯宿禰大伴宿禰、同祖道臣命、七世孫室屋大連公之後也、故に眞濟の空海大僧都傳には、俗姓佐伯直、讃岐國多度津人也、其源出天孫、次祖昔從日本武尊、征毛人有功、因給土地、便家之、國史譜牒明著、相續爲縣命と見ゆ、性空上人の日本高僧傳要文抄、又こ

れによりて説をなす、但し姓氏錄を引て、その祖景行天皇より出づとなすを異とす、共に

佐伯直氏たるに於て差はず

これに就て弘法大師攝化行記最も詳し、その擧ぐる所の系譜に由れば

高皇產靈——天忍日命——天津彦日中酢命——天津日命——道臣命
 味日命——稚日臣命——大日命——角日命——豐日命
 大伴武日命——大伴武持連——大伴室屋連——御物宿禰——倭故連
 佐伯歌連——佐伯平曾古連——佐伯平彥連——佐伯伊能連——大人
 枳波都——男足——佐伯直田公



廣傳又いふ、大師の父は田公、その父男足、男足の父枳波都、枳波都の父外従八位上大人、大人の父伊能、伊能の父祖見る所なし、其の先倭武命に隨ひ、毛人を征す、功勳世を蓋ふ、地を讃岐國に賜ひ、因て之に家すと、これを三代實錄の

大伴健日連公、景行天皇御世、隨倭武命王定東國、功勳蓋世、賜讃岐國以爲私宅、健日連公之子、健持大連公、子室屋大連公之第一男、御物宿禰之胤、倭故連公、允恭天皇御世、始任讃岐國造

の記事に比するに、本末よく相合す、唯中間歌連、平曾古連、平彥連の三人を缺くのみ、攝行行狀記何によりてこの三人を點出せしを知らず、又

異説として見るべきもの

は、前に擧げし要文抄扶桑名書の細注の外に、弘法大師行狀記にあぐる所、共に姓氏録の

大足彥忍代天皇皇子、稻背入彥命之後也、孫阿良都別命、男豐嶋天万豐日天皇謚孝德御世、賜佐伯直姓矣

に基く如し、鑑鏡抄の

夫高祖大師ハ、讃岐國多度郡屏風浦人ニテ御在也、父ハ佐伯直氏也、其先祖ヲ訪ヘバ、景行天皇ノ御子、稻背入彥命孫、阿都別命ノ男、豐島ト云シ人、第卅七代孝德天皇ノ御時、始メテ、佐伯姓ヲ賜ハリ給ヘリ、其稻背入彥命、御兄日本武尊ニ、隨ヒ奉リテ、東夷ヲ夷、切アリシニ依テ、讃岐國ニ、勳賞ノ地ヲ班賜リ給ヒキ、仍テ、此所ニ居止メ、胤葉永ク彼地ノ縣タリ

と記せる、亦これより出でしならんか、これ等兩説の眞訛は、今こゝに決するを要せず、唯その何れの説に従ふも、大師の血系共に皇別、神別より出で、子孫傳承、祖功を辱めざるを知る、歴史を有する古王國は

名族偉人を出すを例とす

大師の血系の、勇武なる天孫民族より出でし一事、以てこれを證するに足る

二 大師の出生及在俗時代

偉人の生るゝ必らず多く祥瑞あり、白鹿胎に入りて老子生れ、長庚懐に入りて李白生る、又陶弘景の生れしとき、その母日精懐にあり、二天人手に金香爐を執つて降ると夢み、王陽明の生れしとき、その祖母神人の緋玉を衣て、雲中より鼓吹し兒を送り來ると夢むといふ、近くは豊太閤の母、日輪その胎に入ると夢みて之を生みしといふ如き、皆希有の祥兆ならざるなし、拾遺記にいふ、孔子の生れしとき、五星庭に降り、二龍室を遶ると、又傳燈錄によれば、西域に七枝の秀草あり、羅漢の如し、聖人生るゝときは此草清淨の地に生ずと、故に偉人の此の土に降るや、上。

天象を動し下地異を現す

その徳よく天地の化に參すればなり、大師の生るゝや、亦幾多の祥瑞あり、扶桑名書傳に性空上人の日本高僧傳要文抄第一を引ていふ

母阿刀氏、父母、夢聖人從天竺飛來入我等懷、仍妊胎、經十二月誕生、當寶龜五年、甲寅誕生之時、多有靈瑞、聰明岐嶷、能識人事、五六歲之間、常夢居坐八葉蓮華之中、諸佛共語、雖然、專不語父母、况他人哉、尊寵鍾愛、字之曰貴物、父母曰、我子有瑞夢而生、往昔定爲佛弟子、然則、今又可爲佛弟子、大師、幼稚之耳聞此言、偷喜悅、宅邊建立重堂、以泥土造佛像、安置之、奉禮爲常事。

大師の奇蹟はこれに止らず、八九歳の頃、巡察使某、勅を奉して讚岐を過ぐ、儀從甚た盛に、吏胥郊に迎ふ、大師も亦出て、觀る、巡察使某肅然敬をなし、馬を下つて禮拜し、遂に歩して過ぐ、傍人を顧みて曰く、この兒は

神佛の權化なり

四大天王蓋を捧けてこれを擁護するを見ると、又攝化行狀記に本朝高僧傳を引ていふ

釋法進大僧都、讚州多度郡ニ遊化シテ屏風浦ノ民家ニ宿セシニ、隣舍ニ嬰子

ハ音シテ終夜佛頂陀羅尼ヲ誦スルモノアリ、人コレヲ知ラス、只夜呶スルト
 思ヘリ、僧都異ミテ之レヲ問ヒ給フニ、主ノ曰ク、頃日我が主君端正異相の
 男子ヲ産出ス、今上人ノ聞キ給フハ即チ其ノ兒ノ呶々ノ聲ナリ、怪ムコト勿
 レト、僧都希有の思ヒニ堪ヘス、翌朝彼ノ家ニ至リテ大師ノ父母ニ告ケテ曰
 ハク、此ノ兒ハ是レ凡流ニアラス、後必ス大法ヲ弘メテ天下國家ノ師タルベシ、
 養育危漏ニスヘカラスト、懇ニ教訓シテ、小兒ヲ拜シテ歸ラレケレバ、父母
 殊更に敬愛シテ手中ノ玉ノ如ク育テラレタリ
 これ等の事實、その徒その教祖を神ならしめんとして、これを修飾せしものと
 のみ爲すべからず、絶倫超凡の人、亦自ら希有の行事なかるべからず、才學神
 通高く一代を抜ける大師の生涯に、豈に

これ等神異の蹟あるを怪まんや

但し大師の生日は詳ならず、眞濟の大僧都傳これを記せず、性空の要文鈔亦こ
 れを記せず、唯中性院頼瑜の眞俗雜記、名畫傳に、或傳云六月十五日生とあり、

その他日本大師先徳明匠記、弘法大師年譜、神皇正統記亦皆六月十五日生すと
 あれども、何の書に據るといふことを審にせず
 早慧にして神悟なる大師の幼時は、如何なる生活をなせしか、その諸傳記に載
 する所、多く略して傳へず、唯十二歳にしてその外舅従五位下伊與親王の學士、
 阿刀宿禰大足、大師の父母を戒めていふ、この兒早慧、縦ひ佛弟子たらしむる
 も、先づ文章學問を習はしめよと、父母これに従ひ、論語孝經等の書を讀まし
 む、十五歳はじめて京師に出で、石淵僧正勤操に逢ひ、三論の宗義をこれに
 學び、大虚空藏菩薩能滿所願等の法を受け、又大學屬直講味酒淨成に就て、毛
 詩左傳尚書を學び、兼て左氏春秋を岡田博士に問ひ、耳目の經る所

悉く誦をなさざるることなし

と、これ三教指歸にいふ所の、余年志學、就外氏阿二千石文學舅、伏膺鑽仰す
 といふに合し、又遺告の、生年十五入京、初逢石淵勤操大師、受虚空藏菩薩能
 滿虚空藏法、入心念持、後經游大學、從直講味酒淨成、讀毛詩尚書左傳、後問

左氏春秋於岡田博士といふに合す、この點に就て、朝野群載卷十六の、延暦五年志學、十五年入發門といへる記事は、異説にかゝると雖も、大師の十五にして京に入りしといふ事實は、大鏡裏書、古昔物語等皆三教指歸、遺告等に一致するを以て、姑らく之に據る、校訂續日本後紀卷四扶桑名元享釋書等は、これを大師十八の歳に繋ぐ、又並せ覽るべし

慧悟の性、加ふるに學問文章に長ず、大師の弱冠にして才器已に成り、鬱然家をなせるの狀想見し得べし、然れども筆を載せて翰林に入り、明經文章二博士に終るが如きは、獨り大師の志ならざるのみならず、記誦の學匠、文學の詞人として、大師は餘に

器大に才高く志廣し

彼は學は以て帝王の師たるに足り、徳は以て天下を救ふに足り、才は以て百代を照すに足る、如何ぞ翰を飛ばし文を草し、以て一生を終始すべけんや、賦命歸宿する所あり、一宗の教祖として天下民生の爲に、常樂拔苦の大業を立てた

る、事その人に應ずといふべし、その自ら我が習ふ所の外書なるもの、古人の精粕なり、浮生の間、尙利なし、背世の後、遂に何の益かあらん、眞乘を仰ぐに如かずと謂ふもの、眞に當れり、三教指歸にいふ

遂に乃ち朝市の榮華念々に之を厭ひ、巖藪の烟霞日夕に之を飢ふ、輕肥流水を看ては則ち電幻の歎忽ち起り、支離懸鶉を見ては則ち因果の哀休ます、目に觸れて我を勸む、誰かよく風を添ん、爰に一多の親識あり、我を縛するに五常の索を以てし、我を斷るに忠孝に乖くを以てす、余思らく、物情一ならず、飛沈性を異にす、この故に聖者人を驅るに教綱三種あり、所謂釋李孔也、淺深隔ありと雖も、並に皆聖說なり、若し一の羅に入らば、何ぞ忠孝に乖かん

これによれば、大師の出家には數多の異議者ありしならん、その志にあらずして學問文事を學べる、一に父母親黨の意に出でしと見て可なり、然も宿好渝らず、素志遂に達することを得て、尋常咕噪の學より脱して

捨身出家大法の宣傳者たり

大師の生涯は他の諸教祖の如く、迫害多き酸苦の歴史にあらざるも、猶必すしも坦夷砥の如くにはあらざりし也、これより一代偉人の傳記は、その出家時代に入れり

三 大師の出家

大師出家得度の年、又書によりて同じからず、然も多半は、その遺告[△]によりて三教指歸^{△△}を著はせる年、即ち十八歳の時となす、遺告に云

博覽經史、專好佛經、恒思我之所習、上古俗教眼前都無利弼、矧一期之後、此風已止、不如仰真福田、因作三教指歸之卷、成近士號無空、名山絕巘之處、嵯峨孤岸之原、遽然獨向、淹留苦行矣、或上阿波大瀧嶽修行、或於土佐室生門崎、觀念求聞持行、明星入口、虚空藏光明照來顯菩薩之威、現佛法之無二、厥苦節也、則嚴冬深雪著藤衣而顯精進通、炎夏極熱斷絕穀漿朝暮懺悔

これによれば、三教指歸^{△△}を著作せしとき、佛門に入りしものと倣して可なり、然も三教指歸に云、二九游槐市、拉雪盤於猶窓、怒繩錐之不動と、その二九といふは、大師十八歳の時をいふか、或は延暦十八年をいふか、文によりて直に之を決し難し、又槐市に遊ぶといふも學舎に出入するをいふのみ、以て直に出家得度したるものと倣し難しし正傳の引用しし濟暹僧都の抄に、二十四歳三教

指歸を作るといふもの、併せ考ふべし、大師二十四歳の時は、方に延暦十八年に當れり、二九游槐市といふもの、これを延暦十八年と解すること寧ろ當れるならずや、要するに

大師出家の年分明せず

今左に異説一二を擧ぐ

朝野群載卷第十六云、南岳和尚寶龜五年誕生、延暦五年志學、十五年入叢門、十七年出家、爲沙彌廿五延暦廿三年四月九日、受戒爲僧卅其年六月入唐

大鏡裏書群書類聚四百四十九云弘法大師事、讃岐國多度郡人也、寶龜五年甲寅誕生、延暦七年初入京年十五十四年四月九日出家法名空海廿三年五月十五日入唐年三十一

古昔物語卷第十一云、(上略)兒年十八ニシテ、心ニ思ハク、我レ前ニ學フ所ノ俗典、摠テ利无シ、一期ノ後ハ、是空キ事也、只不知、佛ノ通ヲ學ハムト、是ニ依テ、所々ニ遊行シテ、苦行ヲ修ス、或ハ、阿波ノ國ノ大龍ノ嶽ニ行テ、

虚空藏ノ法ヲ行フニ、大ナル劔、空ヨリ飛ヒ來ル、或ハ土佐ノ國ノ、室生門崎ニシテ、求聞持ノ行ヲ觀念スルニ、明星口ニ入ル、或ハ伊豆國ノ桂谷ノ山寺ニシテ、自ラ虚空ニ向テ、大般若ノ魔事品ヲ□□□□□□問、延暦十□ト云フ年、勤操僧正、使ヲ□□□□□□檜尾山寺ニ、頭ヲ剃テ、十戒ヲ授ク、名ヲ教海ト云フ、此時年二十也、其後亦自ラ、名ヲ如空ト云フ、亦同十四年ト云フ年、廿二ニシテ、東大寺ノ戒壇ニシテ、具足戒ヲ受ク、其レヨリ、名ヲ空海ト申ス

この他異説數四ありと雖とも、遺告によりて

二十歳と定むるを可とせんか

曰く、二十歳に及び、石淵の勤操大師に従ひ、和泉國檜尾山寺に向ふ、此に於て鬚髮を剃除し、沙彌戒七十二威儀を授かる、名を教海と稱し、後改めて如空と稱す云々、延暦十四年四月九日、大師東大寺の戒壇院に於て具足戒を受けし事實は、兼意の大師傳、及び戒牒の文に見ゆ、疑なきに似たり、故に大師の出家

はこの得戒以前ならざるべからず、今正傳によりて戒牒の文を擧ぐ

竊以三學殊途、心命通於漏盡、五乘廣運、資戒足以爲先、是以表無表戒務衆
行之津梁、願無願心祈七支之勝鬪、但空海多幸得筮法門、請禁未登、夙夜剋
悚、今茲延曆十四年四月九日、於東大寺戒壇院、受具足戒、伏願大德慈悲載
濟小識、謹和南疏

延曆十四年四月九日

沙彌空海疏

和上傳燈大法師位泰信

別當威儀師修行法師光厚

但し濟暹僧都の付法傳には、續日本記を引て、大師得度の年を廿一となし、寛
平法皇の大師謚號表、及日本名僧傳には、共に延曆二十二年、大師三十一の時
となせり、今姑らく前説に従ふ、次に大師當時執る所の

教義は何なりしや

これ又一疑問に屬す、日本大師先德明匠用世し所に引には、大師十八にし

て大學に上り、儒書を読むと雖も、志佛經に在り、偶々沙門勦撰に逢ひ、虚空
藏求聞持法を得、未だ蕪染せずして修練を事とし、甫めて冠し、歳、撰に就て
落髮し、沙彌十戒を受け、三論を研究すと見ゆ、本朝神仙傳、又初學三論法相、
後入金剛乘と記せり、性空上人の日本高僧傳は、石淵僧正に逢ひしを大師十五
の歳となすも、三論を學びし一事は同じ、これ等の書によれば、大師得度の初
は、當時南都の學匠の學ぶ所の如くに、三論法相の教義を學び得たるが如し、
然も蕪染を棄て新信を開き、鐵塔中の秘經に南無膜拜するに至りし一轉機は、
これを大師の何れの年、何れの時となすべき、これに就て遺告のいふ所、亦

一の奇蹟を含めり

曰く、此時佛前發誓願曰、吾從佛法常求尋要、三乘十二部經、心神有疑、未以
爲決、唯願三世十方諸佛示我不二、一心祈感、夢有人告曰、於此有經、名大毘
盧遮那經、是乃所要也、即隨喜尋得伴經王在大日本國高市郡久米道場東塔下、於
此一部解絨普覽、衆情有滯無所彈問と、大師入唐以前に於て、大毘盧遮那經を

以て所依の經となせしや否や、實は

一種の疑問なり

信孚の念感應して夢をなし、これによりて冥蒙を開悟せしこと、必ずしも否定し難しと雖も、當時本邦未傳の眞言義、果して大師の巨眼によりてその消息を看破し得たりや否や、但し大師以前、眞言を吾邦に傳へしものありとの説あり、知らず大師はこれによりて法味を味へしや否や、遺告のいふ所、未だ輕々しく信じ易からざる也

四 大師の入唐

大師出家後の歴史は明ならず、東大寺得戒の歳を、普通の説により延暦十四年となすときは、爾後十年間は、その諸傳記更に師に就て一事實をも載せず、大師豈に徒爲にして已む人ならんや、師はこの沈黙の間に、將來發展すべき地歩をつくり、その後年の活動を有力ならしむる爲に、種々の計畫措置を試みしならんと想像せらる、然も世人の耳目を聳動するが如きは、避けて爲さざりき大師の沈黙せる間に、非常の大飛躍をなせるは最澄の傳教大師なり、天台の教祖たる彼は、大師に長すること七歳、神護景雲元年八月十八日を以て生れ、寶龜十一年十五歳を以て得度し、延暦二年十八歳を以て度縁し、同四年二十歳を以て授戒し、同年夏はじめて比叡山に登りて草庵を結び、千手觀音像を安置し

長くこれを天台の道場と定め

同七年には、堂三字を結構し、根本中堂を藥師堂とし、北を文珠堂、南を經藏

とし、號けて一乘止觀院といふ、天台座主記に記して、大師成誓、自手燈石火、及執天火、挑三個常燈、是三時機感、三寶久住、與天地人三際、無盡之表示也といふものは是れなり、同十六年朝廷彼を以て公家の護持僧となす、乃ち奈良朝以來、久しく王家と相資縁せる南都の佛法は、こゝに於て傳教の爲に其勢力を奪はれ、延暦寺は長く天子本命の道場たるなり、元來奈良朝廷の南都の佛教と結びしと、桓武帝の山門と結びしとは、地勢上自らの結果なるべし、或意味よりいへば、平安朝廷は山門の力を藉て、南都佛教の專横を抑制せしともいひ得べし、この最澄の飛躍時代は、恰も大師の沈黙時代也、而して大師の飛躍は

その入唐時代よりはじむ

延暦二十三年五月十二日、入唐求法の詔命を帯びて、大師は最澄、橘逸勢等と共に、遣唐大使右大辨兼越前太守藤原朝臣葛野麻呂、副使石川道益、判官菅清公、錄事朝野鹿取等に隨ひ西海に到り、六月朔、大師逸勢と與に先づ葛野麻呂の第一船に就き、清公最澄等後船に乘じ、凡て四隻七月六日を以て肥前松浦郡の

田浦を發す、大師乘る所の船、海上風濤の難に遭ひ、三十四日を経て福州長溪縣に達す一説に衡州に達すといふ時に州官病を以て任を去り、十月三日に至り、新除の觀察使閻濟美來て職に澄む、大使よりて來聘の由を陳す、濟美疑議して信せず、その船艙を檢括し、輕々しく上陸を許さず、大師乃ち大使に代つて、書を州官に送る、州官その文の美を觀て、その請を允し、飛驒走報し、三十九日を経て返報を得、資糧及び僕從を給し、特に客館十三宇をつくり、禮接優遇す、州官の意、聘使を先にし、大師等を後にするの議あり、大師再び書をつくりて其意を致し、等候五十八日、漸く官允を得て途に上る、一行の長安に達せしは、實に

唐の德宗の貞元廿年十二月廿三日

なり、翌延暦二十四年、唐の順宗の永貞元年太使歸朝、大師は逸勢等と共に淹留す、玄宗帝の御製、一行阿闍梨の碑一本を大使に托し、これを光仁上皇に獻す、大師時に西明寺永忠和尚の故院にあり、是に於て諸名刹を歴訪し、道を諸

高德に問ふ、偶々青龍寺東塔院の和尚慧果阿闍梨に遇ふ、彼は大典善寺大廣智三藏付法の弟子なり、三朝の帝師として徳一代に高く、龍猛より嫡々相承け

密教希有の大徳として知らる

大師西明寺の志明談勝法師等五六人と與に、同く往て和尚を見る、和尚相見て、笑を含み歡喜して曰く、我汝の來るを待つこと久し、報命盡なんといし、人の法を付すべきなし、速に香華を辨じ灌頂壇に入るべしと、即ち本院に歸り供具を營辨し、六月某日學法灌頂壇に入る、この日大悲胎藏大曼陀羅に臨み、法に依り華を抛つに、盡く中臺の毗盧遮那如來の身上に著す、阿闍梨讚して曰く、不可思議不可思議、即ち五部の灌頂を沐し、三密の加持を受け、これより以後胎藏の梵字儀軌を受け、諸尊の瑜伽觀智を學ぶ、七月上旬更に金剛界大曼茶羅に臨み、重て五部の灌頂を受け、又華を抛つて毘盧遮那を得、和尚讚嘆すること、前の如し、八月上旬又傳法阿闍梨位の灌頂を受く、この日五百僧の齋を設け、普く四衆を供す、青龍寺の大典善寺供奉大徳等、齋筵に臨みて悉く皆隨喜す、

次て金剛頂瑜伽、五部眞言の密契、相續てこれを受け、梵字梵讚參して之を學ぶ、大師は實に

三國の國語に通ぜしものなり

和尚又告げて曰く、眞言秘藏の經疏、隱密にして圖書を假らざれば相傳ふること能はず、乃ち供奉の丹青李眞等十餘人を喚び、胎藏金剛界等の大曼陀羅一十鋪を圖繪し、二十有餘人の經生をして、金剛頂等最上乘密藏經を書寫せしめ、又供奉の鑄博士楊忠信、趙吳新等をして、道具一十五事を造らしめ、一々付屬す、和尚の大師を遇すること斯の如く厚し、故に古昔物語の如き説あり同書卷十一其時ニ、弟子供奉十禪師順曉ト云フ人有、亦玉堂寺ノ珍賀ト云フ僧有テ、順曉ニ會テ云ク、日本ノ沙門、縦ヒ貴キ聖人也ト云フトモ、是門徒ニ非ス、然レハ、諸教ヲ可令學キニ、何ゾ秘密ノ教ヲ被授ルゾト、兩三度妨ゲ申ス、即チ夢ノ中ニ人有テ、告テ曰ク、日本ノ沙門ハ、此レ第三地ノ菩薩也、内ニハ大乘ノ心ヲ具シ、外ニハ十六沙門ノ相ヲ示スト云テ、我身ヲ被降伏ルト見テ、

大師の奉事せし所の慧果阿闍梨は、同年十一月望日を以て入寂す、大師爲に墓
碣を建て、その文を撰し且つ書す、大師と慧果との關係、及慧果の教統、具
にその中に見ゆ、今これを左に抄出す

(上畧爰有神都青龍寺東塔院大阿闍梨法諱慧果和尚者也中略乃就故諱大照禪師
師之事之、其大德也則、大興善寺大廣智不空三藏之入室也、昔髫齡之日隨師
見三藏、三藏一目驚異不已、竊告之曰、我法教汝其興之也中略代宗皇帝聞之
有勅召入中略皇帝歎之曰、龍子雖小、能解下雨中略訶陵辯弘經五天而接足、
新羅慧日涉三韓而頂戴、劍南則惟上、河北則義圓、欽風振錫、渴法負笈、若
復印可紹接者、義明供奉其人也、不幸求車滿公當之也、沐一子之願蒙三密之
教、則智琛政臺之徒、操敏堅通之輩、並皆入三昧耶、學瑜伽、持三秘密、達
毗鉢、或作一人師、或爲四衆依中略和尚掩色之夜、於境界中告弟子曰、汝未
知吾與汝宿契之深乎、多少之中相共誓願弘演密藏、彼此代爲師資、非只一兩
度也云々

慧果の門數千の人才を出すと雖も、傳燈僅に六人、訶陵の辯弘、新羅の惠日は
胎藏の師位を受け、劍南の惟衆、河北の義圓は金剛の一界を受け、兩部を兼ね
たるは義明供奉と

大師と二人なり

義明世を早くす、こゝに於て眞言の法位はこれを大師に傳ふといふも可なり、
大師慧果和尚を失ひし後、憲宗の元和元年、長安の醴泉寺に於て、彌寶國の般
若三藏、及び牟尼室利三藏、南天波羅門等の説を聞く、般若三藏師に告げて曰
く、吾生縁は彌寶國なり、少年入道して五天を經歷し、嘗て傳燈を誓ひ來て此
の間に遊ぶ、今椽に東海に乗せんとするも、縁なくして志願遂げ難し、我譯す
る所の新華嚴六波羅密經、及びこの梵夾將ち去つて供養し、縁を彼國に結び、
元々を拔濟せよと、大師は獨り眞言を慧果に得たりしのみならず、更にこれ等
梵僧に隨つて、教義と梵語とを承けしなるべし、在唐二年にしてよく一代教祖
の師資を得たるもの、その天資超凡によると雖ども、機縁相熟し、

法の相承その傳を得たるが故なり

然も教を求め道を得るに如何に銳意なりしかは、越州の節度使に與へて廣く内外の諸典を求むる書に詳なり、曰く

〔上畧〕空海生葦苕、長鬪水、器則斗筭、學則戴盆、雖然哭市之悲日新、歷城之歎彌篤、思欲決大方之教海、灌東垂之亢旱、遂乃奔命廣海、訪探眞筌、今見於長安城中所寫得經論疏等、凡三百餘軸、乃大悲胎藏金剛界等大曼荼羅尊容、竭力調財、趁逐圖書矣、然而人劣教廣未拔一毫、衣鉢竭盡不能雇人、忘食寢勞書寫、日車難返、忽迫發期、心之憂矣、向誰解紛中略伏願願彼遺命、慙此遠涉、三教之中經律論疏傳記、乃至詩賦碑銘卜醫五明所攝之教、可以發蒙濟物者、多少流傳遠方云々

新唐書によるに、貞永末其王曰桓武、遣使者來朝、其學子橘免勢、浮屠空海、願留肄業歷二十餘年、使者高階真人來請免勢等俱還、詔可と見ゆ、これを以てすれば、大師等の留學はじめ

二十餘年を以て期とせり

然も僅に三年にして歸へる、故なくんばあらず、大師逸勢に代つて本國の使に與ふる書に曰く、此國所給衣糧僅以續命、不足束修讀書之用、若使專守微生之信、豈待廿年之期、この書性靈集に出づ、これによりて當時の情を知るに足る

大師在唐中、種々の神通奇特あり、今これを左に擧ぐ、
扶桑略記に云、帝皇御前、有二間壁、是則義之通壁手跡也、而一間破損、修理之後、無人下筆、今和尚、可書之者、依勅之旨、磨墨集盟、五筆持五處、口左右手足也一度書五行也、殿上階下、悉以感之、殘方々爭處目不暫捨、即取盟沃懸壁上、自然成樹字、而滿圓也、或入水想之觀、室內成池、或住不動之定、身外出火、空海和尚妙用、每事如此、惠果阿闍梨、告和尚曰、汝有密教之器、秘密印璽因之授與

古昔物語卷十一に云、日本ノ和尚城ノ内ヲ廻リ見給フニ、一ノ河ノ邊ニ、一人弊衣ヲ着セル童子來レリ、頭ハ蓬ノ如キ也、和尚ニ問テ云ク、是日本ノ五

筆和尚カト、答テ云ク、然也ト、童子曰ク、然ラバ、此河ノ水ノ上ニ、文字
 ヲ可書シト、和尚、童ノ云ニ隨テ、水ノ上ニ、清水ヲ讚ル詩ヲ書ク、其文點
 不破シテ、流レ下ル、童是ヲ見テ、咲ヒヲ含ミ、感歎ノ氣色有リ、亦童ノ云
 ク、我レ亦可書シ、和尚是ヲ可見シト、即チ水上ニ、龍ノ字ヲ書ク、但シ、
 右ニ一ノ小點不付、文字浮漂テ不流、即チ小點ヲ付ルニ、響ヲ發シ、光ヲ放
 テ其字龍王ト成テ、空ニ昇ス、此童ハ文殊ニ在マシケリ、弊衣ハ瓔珞也ケリ、
 即失ヌ

五 歸朝後の大師

平城天皇の大同元年八月唐の憲宗の元和元年 大師本國の使、判官高階真人達成に隨ひ、
 支那を發し、十月鎮西に着す、先づ遠成に囑して京師に上表し、齎し來れる經
 典等の目錄を進め、添ふるに上表を以てす表畧

入唐學法沙門空海大同元年請來經律論疏章傳記并佛菩薩金剛天等像三昧耶

曼荼羅法曼荼羅傳法阿闍梨等影及道具阿闍梨付囑物等目錄都合六種

新譯經等都一百四十二部二百四十七卷

梵字真言讚等都四十二部四十四卷

論疏章等都三十二部二百七十卷

已上三種總二百一十六部四百六十一卷

佛菩薩金剛天像法曼荼羅三昧耶曼荼羅并傳法阿闍梨等影十鋪

大毘盧遮那大悲胎藏大曼荼羅一鋪

大悲胎藏法曼荼羅一鋪

弘法大師傳

- 大悲胎藏三昧耶略蔓茶羅一鋪
- 金剛界九會曼茶羅一鋪
- 金剛界八十尊大曼茶羅一鋪
- 金剛智阿闍梨真影一鋪
- 善無畏三藏影一鋪
- 大廣智阿闍梨影一鋪
- 青龍慧果阿闍梨影一鋪
- 一行禪師影一鋪
- 道具九個
- 五寶五鈷金剛杵一口
- 五寶五鈷鈴一口
- 五寶三昧耶杵一口
- 五寶獨鈷金剛一口
- 五寶羯磨金剛四口
- 五寶輪一口

- 五寶金剛楸四
 - 金銅盤子一口
 - 金花銀闍伽蓋四口
 - 阿闍梨付囑物八個
 - 佛舍利八十粒
 - 刻白檀佛菩薩金剛等像一籠
 - 白練大曼茶羅尊四百四十七尊
 - 白練金剛界三昧耶曼茶羅一百二十尊
 - 五寶三昧耶金剛一口
 - 金銅鉢子一具二口
 - 牙床子一口
 - 白螺貝一口
- その他青龍阿闍梨付囑の貝五個、般若三藏付囑の梵夾三口等あり、これ實に吾邦に於ける

眞言弘通の濫觴なり

大同元年より同二年に至り、大師鎮西の觀世音寺にあり、この歳四月、官府牒を賜はる、曰く、笈を遠藩に負ひ、大道に耽嗜す、空往滿歸し、優學稱すべし、今歸朝に及び暫く彼の寺に住す、宜しく京に入るの日に至るまで、借住の例に準じ、供養の牒に充つべしと、同年勅によりて京に入り、請來の法文を天下に流布することを命せらる、はじめ大師の鎮西を發するや、直に京師に入らず、和泉の槇尾寺に在りて、この法を宣す、槇尾寺は大師披剃の地たり、大同四年七月、朝廷和泉の國司に命じ、宣を傳へて京に入らしむ、大師の三請して出づるもの、一にはその出處を重んぜしによるべく、二には當時最澄の勢力隆々、深く朝野の尊信を得たるを以て、姑らく形勢を觀望せしならん、弘仁元年大師三十七歳、歸朝後五年にして、東大寺の別當に補せらる、この年は大師に歸依すること篤き嵯峨天皇即位の年にして、最澄と心契ある桓武天皇の崩後五年なり、然も大師の平安佛敎の中心たる叡山派に依らずして、先づ

南都の佛法と相結びたる

その志の存する所を知るべし、これを最澄の延暦二十四年六月を以て歸朝し、同年九月一日、高雄山に於て灌頂壇を開ける飛躍に比して、二人の趨向自ら差あるを見るなり、はじめ大師が眞言の法を宣するや、諸宗の大德未だ之に服せず、一日諸僧會して清涼殿にあり、衆大師の所謂即身成佛の義を疑ふ、師乃ち南方に向ひ、智拳の印を結べば、而門忽ち開けて金色の毘盧遮那佛となり、毫光四射す、帝及び諸臣衆德、驚畏して地に羅拜す、師即ち原身に還る、入我我入の諍ひ、即身頓證の疑、こゝに於て一解遺す所なし、爾後眞言の一宗、法輝日に長しといふ、これ等の奇蹟、如何に當時の四衆を驚かせしや、長承二年十一月の官符にこの事を記して、初入開持觀現座開悟、後遊清涼殿即身成佛といふもの、正にこの事實を指すなり、又嘉祥の官符にも、我大師者清涼殿論談之筵、勃歇放光、乾臨閣修法之砌、眞龍現貌とあり、今よりして事の眞偽を争ふは非なり、朝野の

人心は、當時これ等の神通によりて、その崇仰心を如何に倍せしかを想像せよ、此の如くにして大師の威力は、よく最澄を歴して立てり

六 大師の弘法

最澄の朝廷に大勢力ありしは、天台の教義を大成せしによるといふも、實は眞言の一部を傳へし故なり、彼入唐の日、越州龍興寺の内供奉順曉阿闍梨に隨ひ、三部灌頂の密教を受けたり、故に延暦二十四年の詔宣にも、眞言教未傳此方、最澄阿闍梨幸得此法、立爲國師といへり、而して密教の正傳は、全く傳教にあらずして大師にあり、その法位を按ずるに、大祖毘盧遮那佛これを金剛薩埵に傳ひ、金剛薩埵これを龍猛菩薩に傳ひ、龍猛菩薩これを龍智菩薩に傳ひ、龍智菩薩これを金剛智に傳ひ、金剛智これを大廣智不空に傳ひ、不空これを慧果に傳ふ、慧果の傳を得たるものは義明と大師となり、然も義明早死す、故に眞言兩部の密教

七傳して大師に至れるなり

これを正傳とす、大師一たび法を宣して四衆これに歸依せしこと、亦怪むに足

らす

弘仁元年正月、大師表を上りて國家の爲に法を修せんことを乞ふ、その中にいふ、空海幸に先帝の造雨に沐し、遠く海西に遊び、灌頂道場に入りて一百餘部の金剛乘の法門を授かることを得たり、その經や佛の心肝、國の靈寶なりと、又曾て請來の經文を奉る時の表にいふ、斯法也則佛法之肝心、成佛之徑路、於國城廓、於人膏腹、是故薄命不聞名、重垢不能入、又いふ、夫れ釋教浩行際なく涯なし、一言之を蔽へば唯二利にあり、常樂の果を期するは自利なり、苦空の因を濟ふは利他也、宜しく常樂を願へとも得ず、徒らに拔苦を計るも亦難き也、必らず當に福智兼修し、定慧並び行ふべし、乃ち能く他の苦を濟ひ、自らの樂を取る、修定多途にして遲あり速あり、一心の利刀を翫ぶは顯教なり

三密の金剛を擇ふは密藏なり

心を顯教に遊ばしむれば、三僧祇眇に、身を密藏に持すれば十六生甚だ促なり、頓中の頓は密藏之に當ると、こゝに於て二月一日を以て起首し、高雄の山門に

仁王經守護國界主經佛母明王經を修し、國家の爲にその七難を摧滅す、これより四朝を經、國の爲に壇を建て法を修すること凡て五十一度、これこの第一回の修法なり

この年冬十一月、山城國乙訓寺の別當に補せられる、同三年十月、又乙訓寺を辭して高雄山に還り住す、同十一月高雄山に於て、金剛界灌頂を受くるもの四人、傳教大師これが首位たり

弘仁三年十一月十五日於高雄山寺受金剛界灌頂入々曆名

釋最澄因

播磨大椽和氣眞綱金寶

大學大允和氣仲世喜

美濃種人寶

同十二月十四日、又高雄山寺に於て胎藏界灌頂壇を設く、傳受の僧、傳教大師以下二十二入、この他沙彌近事童子等、合して百四十五人、その名あるものを擧ぐれば、最澄、元興寺の賢榮、泰範、圓環、西大寺の證得、東大寺の平智、

靈龍、興福寺の光仁、惠曉、火安寺の惠讚、山階寺の光忠等なり
 弘仁四年三月六日、復金剛界灌頂を修す、之に與るもの僧五、沙彌十二なり、
 五月晦日、遺誠をつくりて諸弟子を戒む、この歳文殊の讚法身體方圓の圖、並
 に釋をつくる、又左大臣藤原冬嗣の請に應じ、興福寺に於て鎮壇法を修す、南
 圓堂の鎮壇これ也、六年四月、有縁の衆に勸募して、秘密藏法三十五卷を書寫
 す、七年はじめて高野山に佛寺を創擧す、これより眞宗の光輝、益々一代に宣
 揚せり

七 高野山の開基

大師の高野山に金剛峯寺を建つる、意以て眞言の道場となさんとするにあり、
 一には山水の性、これを以て隱遁の地となさんとせしが如し、弘仁七年六月十
 九日、先づ布勢某に書を奉じ、高野山に一禪院建立の意を以て、上表の執奏を
 求む、その大意にいふ、空海大唐より還へる時、數々漂蕩に遇ふ、聊か一小願
 を發し、歸朝の日、必らず諸天の威光を増益し、國界を擁護し、衆生を利濟せ
 んがために、一禪院を建立すべしと、神明不昧、一行平安本朝に歸れり、然る
 に日月流るゝが如く忽ち一紀を經、若しこの願を遂げずんば、恐らくは神明を
 誑さん、よりにて高野山に一草堂をつくり、弟子等の爲に禪法習學の地となすべ
 しと、その上表にいふ

請紀伊國伊都郡高野建禪院表

沙門空海言、空海聞、山高則雲雨潤物、水積則魚龍產化、是故嗜閑峻嶺能仁
 之迹不休、孤岸奇峯觀世之蹤相續、尋其所由地勢自爾、又有臺嶺之寺禪客比

肩、天山一院定侶連袂、是則國之寶、民之梁也、伏惟、我朝歷代皇帝留心佛法、舍利銀臺楡比朝野、談義龍象每寺成林、法之興隆於是足矣、但恨高山深嶺乏四禪客、幽藪窮巖希入定賓、實是禪教未傳、住處不相應之所致也、今准禪經說、深山平地尤宜修禪、空海少年日、好涉覽山水、從吉野南行一日、更向西去兩日程、有平原幽地、名曰高野、計當紀伊國伊都郡南、四面高嶺人跡絕蹊、今思上奉爲國家、下爲諸修行者、爰除荒蕪、聊建立修禪一院、經中有誠、山河地水是國主之有也、若比丘受用他不許物、即犯盜罪者、加以法之興廢悉繫天心、若大若小、不敢自由、望請蒙賜彼空地、早遂小願、然則四時動念、以答雨露之施、若天恩允許、請宣付所司、輕塵宸衷、伏深悚越、沙門空海誠惶誠恐謹言

弘仁七年六月十九日

大師の高野門を開ける、その事由のべて上表中にあり、然れども

一一の異説ありて之と出入す

一説にいふ、圓明律師の父豊田麻呂は紀伊國人なり、大師建刹の地を覓じと聞き、これに高野の形勝を報す、師乃ち信敬大軌實慧等を差し、物色再三、秘教相應の靈區たるを審にし、遂にこの一大法臺を建つと、又高野雜筆集弘法大師正傳によるに載す所の、大師その地の土司某に寄する書は、又一異説に屬す、曰く

古人有言、胡馬向北、越鳥巢南、西日更東、東雲復西、物理自爾、於人何尤、聞之先人說、我遠祖太遺馬宿彌者、是則彼國祖大名草彥之派也、所以欲尋謁久矣、然左右物碍不遂志願、今思欲依法建立修禪一院、彼國高野尤允教旨、修表陳請、天恩允許下符詔

又古昔物語第廿五に云

今昔、弘法大師、眞言教、諸ノ所ニ弘メ給テ、年漸ク老ニ臨ミ給フ程ニ、數ノ弟子ニ皆所々ノ寺々ヲ讓リ給テ後、我ガ唐ニシテ擲ゲシ所ノ三鉢、落タラシ所ヲ、尋ムト思テ、弘仁七年ト云フ年ノ六月ニ、王城ヲ出テ尋ルニ、大和國宇智ノ郡ニ至テ、一人ノ獵ノ人ニ會ヌ、其形、面赤クシテ、長八尺計也、青キ色ノ小袖ヲ着セリ、骨高ク、筋太シ、弓箭ヲ以テ、身帶セリ、大小ニツ、

黒キ犬ヲ具セリ、即チ此人、大師ヲ見テ、過キ通ルニ、云ク、何ソノ聖人ノ、
 行キ給フソト、大師宣ハク、我レ、唐ニシテ、三鈷ヲ擲テ、禪定ノ靈穴ニ落
 ヲト誓ヒキ、今其所ヲ求メ行ク也ト、獵者ノ云ク、我レハ是、南山ノ犬飼也、
 我レ其所ヲ知レリ、速ニ可教奉シト云テ、犬ヲ放チ、令走ル間、犬失ヌ、大
 師其ヨリ、紀伊ノ國ノ堺、大河ノ邊ニ宿シヌ、此ニ、一人ノ山人ニ會ヌ、大
 師此事ヲ問給フニ、此ヨリ南ニ、米原ノ澤アリ、是其所也、明ル朝ニ、山人、
 大師ヲ相具シテ行ク間、密ニ語テ云フ、我レ此山ノ主也、速ニ、此ニ領地ヲ
 可奉ト、山ノ中ニ、百町計入ヌ、山ノ中ハ、直シク、鉢ヲ臥タルガ如クニシ
 テ、廻ニ、峯八立ヲ登レリ、槍ノ、云ム方無ク大ナル、竹ノ様ニテ生并タリ、
 其中ニ、一ノ槍ノ中ニ、大ナル竹筒有リ、此ノ三鈷、被打立タリ、是ヲ見ル
 ニ、喜ビ悲ム事静限シ、是禪定ノ靈峯也ト知ヌ、此山人ハ、誰ゾト問給ヘバ、
 丹生ノ明神トナム申ヌ、今ノ天野ノ宮是也、犬飼ヲバ、高野ノ明神トナム申
 ト云テ候ヌ

これ大師遺告文の、吾居住時、頻有明神衛護、山裏路邊有女神、名曰丹生津姫
 命、其社廬有十町許澤、若人到著即時傷害、方吾上登日託巫祝說曰、妾在神道、
 望威福久也、方今菩薩到此山、妾之幸也、弟子昔現人之時、食國皇命給家地以
 万許町、南限南海、北限日本河、東限大日本國、西限應神山谷也、冀也獻永世、
 表仰信情といふに出でしならん、この傳説は、大師唐にありて三鈷を抛ちしと
 いふ事實と、丹生明神のこととを結合し、大師の神通と、密教を神明の保護し
 給ふといふ、二個の信仰を表示せしのみならず、更に

神佛二教融合の時代思想

を現はせしものなりといふべし、この意味は、大師の結界啓白の文、及び高野
 山に於て鎮守を勸請せしその啓白文にも現はれたり、その院廓十方界、本部十
 天鎮、各方結界、七里間地主山王約誓護、今新奉勸請朝中靈社一百廿所、四方
 各鎮世社、毎日別各一社爲壇主、助人法爲爲鎮將伽藍といふも亦この意也、此
 一事は、最澄の日枝二十二社を勸請し、佛法擁護の神となせると同日の談のみ
 大師の高野に結界の法を修せしは、弘仁八年(月日不明)にして、その鎮守勸請は

同十年なり、金剛峯寺かくの如くにして創設せられしと雖も、その功は半を終へず、行化記正傳によるに、承和八年廿三日、金剛寺に於て諸檀越を勸進せしこと見ゆ、その文に、然今工夫數多、糧食難給、今思與諸貴賤四衆、同斯功業、所以一塵崇大嶽、一滴深廣海、同心戮力之所致也、伏乞諸檀越等、各添一錢一粒之物、相濟斯功德、然則所營事業、不日而成の語あり、乃ち大師の事業は、猶叡山の慈覺智證を俟つて大成せしが如く、その門弟法孫の繼承によりて完成せしが如し

八 東寺を攝す

弘仁七年七月、勸撰律師諸名僧を率ひ、高雄山寺に詣り、三昧耶戒を受け、兩部の灌頂に沐す、同十月勅に應じて聖體除厄の法を修し、八日より十四日に至る一七日、表文を修め神水一瓶を献す、同廿年天下に疫癘行はる、大師勅を奉じて天皇親書の金字心經を供養し奉る、十一年十月、大師大法師位を授かり、内供奉十禪師に任ず、十二年七月、新錢二万を賜はり、九月二部の大曼茶羅を供養す、十三年勅に應じて息災増益の法を、東大寺の眞言院に修す、又この年太上天皇大師に勅し、金剛道場を禁中に開き、親しく佛性三昧耶戒灌頂を受く、弘仁十四年、大師齡五十歳、朝廷東寺を以て大師に賜ひ、永く密教の法場となし、入唐請來の法文、曼茶羅、師傳の道具、及び勸願所寫の一切經、天台の法文等を秘弁す、爾後一宗の長者大阿闍梨をして、世々之を奉護せしむ、これよりさき、諸宗の僧綱皆東寺の別當に補せらるゝことを得たり、大師の本刹を攝せしより、はじめ

眞言の一宗に屬せり

この年十月官符を賜ひ、五十口定額の僧を置くことを許し、且つ他宗の僧をして雜住せしめざらしむ、大師乃ち灌頂院を本刹の坤維に建て、春秋毎に結縁灌頂の法を修す、又大唐の不空三藏が大官道場を以て、改めて青龍寺と號する例に倣ひ、更に請ふて教王護國寺となし、堂舎佛像僧衆の威儀、一年の法業、悉く青龍寺の法規に仍る、こゝに於て東寺は、眞言兩部の道場として、叡山と共に帝都鎮護の佛地たり、佛光品奕法燈高く後世を照すのみならず、この年嵯峨天皇大師を以て師主となし灌頂を受け、淳和仁明の二帝、及び嵯峨淳和の后妃、前後皆大師に隨喜し、その灌頂を受けたり、大師の勢力正に冲天の威あるを覺ゆ、この年はこれ

傳教の死後恰も一年

にして、天下の宿徳、大師を措てその第一人となさざるを得ざりし故なるべし、

十月皇后院に於て、三日三夜息災の法を行ふ、この歳大旱、大師勅を奉じて雨を神泉苑の池上に祈る、應あり、功を以て少僧都に任せらる、四月上表して之を辭す、許されず、六月東寺の別當に補せらる、天長二年三月、大師太政官に乞ふて、毎年東寺の法場に於て、守護國界主陀羅尼經一部十卷を講す、允さる、四月勅を奉じて東寺の講堂を建つ、同三年十月、西寺に法華經を講じ、百寮雲集す、この歳東寺の塔婆を造る、四年五月、百僧を大極殿に會し、大般若經を轉讀して雨を祈る、その願文は大師の草する所なり、効あり、五月殊に大僧都に任せらる、最澄死後の佛教界は、今方に

大師の濶歩に任ず

當時叡山の老宿、大師に於て弟子行たり、南都の佛法は死灰復然えず、加ふるに大師と東大寺との關涉は、南都の佛教をして全然大師の勢力範圍に入らしめぬ、此の如くにして密教の勢力天下を風靡し、大師の威徳四海に覃布す、身四朝の帝師と一宗の教祖を兼ね、龍象の才門下に滿つ、大師の成功は今や絶頂に

九 大師の晩年及入寂

天長五年、大師五十五歳、その十二月に新に綜藝種智院を造る、法を立つること三、曰く道人傳授事、曰く俗博士教授事、曰く師資糧食事、同六年、和氣氏の子孫、その祖の建立せし神願寺を以て大師に奉屬す、勅して改めて神護國祚眞言寺といふ、同十一月勅して大師を大安寺の別當に補す、同八年大師五十八歳、病を以て大僧都を辭す、特旨その請を允さず、九年正月、大極殿に於て最勝王經を講ず、八月金剛峯等に万燈會を修す、承和元年大師六十一歳、般若心經秘鍵を作る、五月二十八日復遺戒文を製す、十二月東寺の住僧五十口内を以て、三綱に充てんことを請ふ、許されて官符を賜はる、同二年、毎年僧三人を度せんことを乞ふ、又允さる、同三月十五日又遺告を諸弟子に賜ふ、凡そ二十五條、大師遂に

此歳三月廿一日を以て寂す

日本高僧傳要文抄に曰く

三月廿一日丙寅寅時、結跏趺坐、結大日定印、奄然入定、兼自十月、四時行法、其間弟子等、共唱彌勒寶號、唯以閉目無言語、爲入定、自餘如生身、報年六十二、法臘四十一、不奉喪送、儼然安置、則准世法矣、同二十五庚午勅遣内舍人一人、弔法師喪、并施表科、後太上天皇有帛書、曰、眞言洪匠、密教宗師、邦家憑其護持、動植荷其攝念、豈圖嗚嗚未遍、無常遽侵、仁舟廢棹、弱喪失歸、嗟呼哀哉、禪關僻在、幽閉晚傳、不能使者奔趨相助茶毘、言之爲恨、恨々曷己、思付舊窟、悲涼可斷、今遙寄單書于錄著弟子入室桑門、悽愴恭奠以達旨

大師死期に先たちて之を知り、弟子を戒めていふ、明年三月、吾か壽盡く、汝等法燈を挑け、秘藏を護すべし、これ佛恩師恩に報ずるの道なりと、大師行狀集記等の書にあり、眞言傳第三又いふ

同天長九年十一月ヨリ、深穀味ヲ厭テ、專坐禪ヲ好ム、東寺ヲ以テ、實惠ニ付、神護寺ヲ以、眞濟ニ付、眞言院ヲ以、眞雅ニ付シメ、南山ニ移住シ玉フ、

承和元年五月二十八日ニ、遺誠ヲ製テ、弟子ニシメヌ
大師死後、朝廷の尊信益々篤く、仁壽中に大僧正を贈り、貞觀中に法印大和尚位を贈り、延喜中に更に諡して

弘法大師と號す

詔文の一節にいふ、空海鎮奔煩惱、抛却驕貪、全三十七尊之修行、斷九十六種之邪見、受密語者、滿於山林、教眞珠者、成於淵藪、况太上法皇、久味其道、追念其人、誠雖淨天之波濤、何忘積石之源本、宜加崇飭之諡、號弘法大師と、生前には不傳の密法を傳へて、眞言の新義を弘め、四帝の崇敬と万衆の渴仰を得、死後には法燈傳承、百代衰へず、永く一宗の教祖たり、偉人一生の事業、亦常倫に絶すること大なり

第三 大師の教義

一 眞言義

眞言の宗義、多く文字に録せず、これを秘密といふは、不立文字の心なり、故に大師曾ていふ、秘藏の奥旨は文を得るを貴とせず、唯心を以て心に傳ふるにあり、文はこれ糟粕、文はこれ瓦礫、糟粕瓦礫を受れば則ち粹實至實を失す、眞を弃て偽を拾ふは愚人の法のみと、略これを言へば、地水火風空識は六大にして、佛の體なり、大曼荼羅、三昧耶羅曼荼羅、法曼荼羅、羯磨曼荼羅は四種曼荼羅にして、輪圓具足の義を有す、これを六大の相貌となす、三密は身語意の三にして、その相應は六大の業用なり、六大中前五は理にして、識大は智なり、この理と智の上に、各々相と用と具はる、智は即ち金剛界にして、理は即ち胎藏界とす、これを兩界兩部の大日と名く、又

六大即大日にして

一切の諸法六大を離れざるを以て、一切の諸法亦大日にあらざるなく、今報法の二身に從ひ、顯密の二教を分つは、これ遮情の爲の故にして、表徳の義門よりせば、十心の諸法皆毘盧遮那の妙徳に外ならず、平等坦然たり、又六大は常に互に相應するを以て、その相貌たる四種曼荼羅亦互に交渉して離ることなく、衆生の四曼は諸佛に完備し、諸佛の四曼亦衆生に完備す、此の四曼の相の身に顯現して手に印契を結び、口に各種の眞言陀羅尼を誦し、意に心佛衆生の無差別を觀念するを三密と名く、三密成就するは即ち四種法身を成就する所以にして、發菩提心論に所謂

父母所生身連證大覺位

といふに到達す、大師又理趣を論じて曰く大師最證に答ふる書 弘法大師正傳による

それ理趣の妙句は、無量無邊不可思議也、廣を攝して略に従ひ、末を弃て、本に歸す、且つ三種あり、一は可聞の理趣、二は可見の理趣、三は可念の理趣、若し可聞の理趣を求めば、聞くべきものは汝の聲密是れなり、汝口中の

言説即ち是れ也、更に他の口中に求むるを須ひず、若し可見の理趣を究めば、見るべきものは色なり、汝の四大等即ち是れなり、更に他の身邊に究むるを須ひず、若し可念の理趣を索めば、汝一念の心中、本來具有す、更に他の心中に索むるを須ひず、復次に三種あり、心の理趣、佛の理趣、衆生の理趣なり、若し心の理趣を究めば、汝の心中に有り、別人の身中に究むるを用ひず、若し佛の理趣を求めば、汝の心中能覺のもの即ち是れなり、又諸佛の邊に求むべし、凡愚の所に究むるを用ひず、若し衆生の理趣を究めば、汝の心中に無量の衆生あり、これに随つて究むべし、又三種あり、文字、觀照、實相なり、若し文字を究めば、則ち聲上の屈曲即ち是れ不對不碍なり、紙墨和合して生ずる文字の如し、彼處にも亦あり、筆紙博士の邊に究むべし、若し觀照を求めば、則ち能觀の心、所觀の境、色なく、形なく、誰にか取り誰にか與へん、若し實相を求めば、則ち實相の理は名相なし、名相なければ虚空と相冥會す、彼處に空あり更に外を用ひず云々

眞言所依の經論は、大日經、金剛頂經、蘇悉地經、瑜祇經、要略念誦經、發著

提心論、釋摩訶衍論の五經二論なり、その教義龍猛菩薩に出づといふも、純然たる佛陀教といはんよりも、印度本來の思想たる、波羅門教に出でしといはんこと事實に當れるならん、而してその究竟理想は即身即佛なり、更に言へば、密を以て所行とし、戒を以て所持とし、禪を以て所修とし、密禪戒一致の上に、その教義を立つ

殊に戒を以て修道の源となす

弘仁四年五月晦日の遺誡にいふ

凡そ出家の修道、もと佛果を期す、輪王釋梵家を要せず、豈況や人間少々の果報をや、發心違涉足にあらざれば能はず、佛道に趣向するに戒にあらざれば寧ぞ到らん、必ず顯密二戒を用ふ、堅固に清淨戒を受持して犯すことなかれ、所謂顯戒なるものは三歸五戒、及び聲聞菩薩等の戒なり、四衆各々本戒あり、密戒なるものは所謂三昧耶戒なり、亦佛戒と名く、亦發菩提心戒と名く、亦無爲戒と名く、是の如きの諸戒、十善を本と爲す、所謂十善者身三語

四意三なり、末を攝し本に歸し、一心を本と爲す、一心の性佛と異なし、我心衆生心佛心、三に差別なし、此心に住するは是れ佛道を佛するなり、實乘に乗じ直に道場に至る、上上智觀の若きは即身成佛の徑路、上智觀は則ち三大證果、中智觀は則ち緣覺乘、下智觀は聲聞乘なり、是の如きの諸戒具足せざれば、慧眼暗冥なり、此意を知りて眼命を護するが如くせよ、寧ろ身命を弃るとも此の戒犯すことなかれ、故に犯す者は佛弟子にあらず、金剛子にあらず、蓮華子にあらず、菩薩子にあらず、聲聞子にあらず、我が弟子にあらず、亦彼の師にあらず

又嵯峨太上天后灌頂文の一節にいふ兼意開裂の記に出づ

戒をとくは教によりて異なり、故に龍猛は戒に五種ありと説く、人天聲聞緣覺菩薩三昧耶の佛戒也、第五佛戒は今授くる所のものなり云々
密禪戒の三は最澄亦これを説く、而して大師の禪は

恐らく晩年の思想なり

禪はもと眞言の一義たれども、大師の修禪に勉めしは、中年以後の事なる如し、その中壽感興詩序に、曲根爲藤、松柏肴膳、茶湯一椀、逍遙也足といふもの、正に是れ一味の清淨禪、全く維摩室中の人なり、常に弟子に語つて曰く、吾性山水に狎れ、人事に疎に、亦是れ浮雲の類なり、年を追ひ終を待ち、此の窟東となさんと、これ高野を以て晩年修定の地と定めたるをいふなり、禪悦は性なり、然らずんば血肉あるもの、争でかその枯木寒巖の境地に堪んや

二 密教の對顯教地位

大師の眞言宗流布は、三論法相華嚴天台の諸宗義に後れて出づ、故に自己の教義を立する上に於て、勢ひ以上諸宗との相對關係を定めざるべからず、こゝに於て十住心の説あり、大師の十住心説は、傳者これを弘仁元年頃のこととせり、その所謂十住心とは、所謂眞言の位地よりしての諸教の判釋なり、曰く

- 其一 異生羶羊心
- 其二 愚童持齋心
- 其三 嬰童無異心
- 其四 唯蘊無我心
- 其五 拔業因種心
- 其六 他緣大乘心
- 其七 覺心不生心
- 其八 如實一目心

- 其九 極無自生心
- 其十 秘密莊嚴心

是なり、第一より第三に至るまでは世間教にして、第四第五は小乗教、第六第七は權大乘、第八以下は實大乘教なり、中に就て小乗教は化身佛の所説、大乘の前四は報身佛の所説にして、これを顯教と名く、第十は法身佛の所説にして、所謂密教なり、大師曰く

それ教は衆色に冥く、法は一心に韜む、達悟機殊にして感應一にあらず、この故に應身化身影を分ち類に隨ひ、理佛智佛秘密に樂を受く、一乘三乘鏝を分ちて生を驅り、顯教密教機に通つて證を滅す、所謂顯教なるものは報應化身の經なり、密藏なるものは法身如來の説なり、顯は則ち因果六度を以て宗をなす、是則ち菩薩の行、隨他語の方便門也、密は則ち本有の三密以て教と爲す、具に自證の理を説く、如義語、眞實説なるものなり、故に楞伽經に四種佛の説法相を具列して云ふ、虛妄の體相を分別するは、是を報佛説法相と名く、應化佛なるものは化衆生の事を作す、眞實の説法に異也、内所證の法、

聖智の境界を説かず、法佛は内證聖行の境界を説く、乃ち華嚴の地論には、果分不可説を述べ、法華の止觀には秘教不能傳を説す、空論には則ち第一義中に言説なきことを述べ、有宗には則ち眞諦廢詮談旨を顯す、上應化經より、下論章疏に至るまで、自證を纏んで説かず、他病に随つて以て訓を垂る、希有甚深といふと雖も、而もこれ權にして實にあらず

こゝに於て眞言の法門を説て迷方の指南となす、故に金剛頂經に説て、眞言陀羅尼藏なるものは、一切の如來秘奥の教、自覺聖智修證の法門なり、三〇界に超過して諸佛の勅を受け、頓に無量の功德智慧を集して、能く一切の煩惱罪障を滅し

即身にして成佛す

といへり、又六波羅密經にいふ、若し人諸教によつて修行するも、罪障を滅し、意願を成すこと能はず、第五藏秘密眞言によつて修行をなすものゝみ、速に其の果を證すべしとなり、大師又いふ

今乘を言へば五乘道別なり、宗を言へば八宗趣異なり、八宗をいふ者、律、俱舍、成實、法相、三論、天台、華嚴、眞言是れなり、律家は身口七支の惡を防じ、四念處を觀じ、灰身滅智以て極となす、俱舍は三世實有を談ず、成實は折法空を説く、その果阿羅漢を期す、此の三宗は小乘なり、法相は八識三性を説き、唯識無提を宣ぶ、位をいへば五十二、時を告ぐれば三大無數、三論は則ち八不空性を説く、理諸戲論を滅して一實無生の觀を開くなり、天台は一乘三觀四教一如の義をいひ、華嚴は遍法界無障、理事圓融を談ず、如上の諸宗は法王の一職にして、百官の一局なり、これ轉々妙に彌々深しと雖も、唯身外の垢を淨して心中の寶を顯さず、並に皆釋迦醫王他受法帝機に隨ふの妙藥也

と、獨り眞言のみは、在昔大日如來金剛法界心殿に住し、五智如來四種法身自内の眷屬と與に、演ずる所の秘密曼荼羅の法にして、曼荼羅とは梵語、最上無比、無過上の義なり、故に他宗は人に對して説く權義の法なれども、此は上智者に對して説く實義の妙法なり、佛教の究竟原理、天地大法の根本思想、この

教を措て他に求むべからずといふなり

三 眞言宗の事相

大師秘密儀軌によりて仁王經法、請雨經法を修す、前者は國家鎮護の大法、後者は早魃に於ける降雨の祈なり、その他息災增益一切に通じては孔雀王法を修し、天變地妖には大北斗法を行ひ、壽命延長には普賢延命法を修する等、密部の秘法に屬するもの頗る多し、これを眞言に於ける事相の一面とす、當時密教天下に盛行の機運熟し、天台亦盛に事相を主とし、鎌倉時代に興れる榮西の臨濟の如き、猶この臭を帯びたる如し、況んや大師在世の平安朝時代をや、元來眞言宗の天下に行はれ、殊に朝廷の崇敬を得たるは、大師の神通と修法の奇特によりてなり、その教義の高遠深遠を以ての故にあらず、故に當時に於て

修法は眞言の生命なり

今諸傳記の録する所の一斑を左にあぐ

元享釋書卷一云、天長元年、大旱、春三月勅海、於神泉苑、修請雨經法、時

守敏法師奏曰、守敏、世壽法臘、共邁千海、先承詔爲適宜、乃詔敏、敏以七日爲期、散朝、陰雲原布、都下暗如夜、雷鳴雨灑、舉朝感異、勅見雨之所霑、只東西京而已、亦詔海、過七日不雨、海入三摩提見之、守敏呪諸龍入一瓶、海奏延二日、告諸徒曰、池中有龍號善女、阿耨達池龍王之族也、此龍現形、必得悉地、時金龍出、長九尺許、弟子真雅實慧真曉真照等七人得見、余不觀、海奏事勅和真綱、以幣物供神龍、散日、重雲震雷大注現雨、水盈溢至火壇之畔、霖沛三日、天下皆洽、勅加優賞、內州有一寺、其地元龍池、龍移他處、池又涸、寺衆苦無水、海點一所加持、清泉忽湧、因號龍泉寺、常修不動使者法、海身出火焰、或入水想觀、室內成池、其神異多類之

真言傳卷三云、天王寺西門ニシテ、日想觀修經ニ、出家首上ニ、寶冠現土佐國ニ懸橋有、朽タル木也、大師誓云、朽木折損スル事ナカレトシテ、三歸誦聞カシム、其木產生、今ニ有ト云ヘリ

同國室戸崎、持念修行給、夜望頻海、中ヨリ毒龍並異類物形ヲ現、行法ヲサマタケ奉、大師彼伏セン爲、啼唾ヲハキ散玉フ、其咒啼、礎邊ノ邊ノ石ニツ

キ留リテ、衆星ノテレルカ如、此光ヲ見、異類悉怖ヲナシテ、出現セス、今ニ及迄、ハマノ石ニ、光有リテ、照耀スト云、或云其惡魔、同國波多郡足摺ノ崎ニ、オヒコメ玉フト云

東大寺ニ、大蜂ノ、長サ五六寸許ナル、多ク出來テ、指煞サル、寺僧、六人ニ及、寺ノ衆、寺中ノ大魔也トナケク、大師勅ニヨリテ、此寺ニ移住ノ後、件ノ蜂、永出現セス、寺ノ衆、入唐ノ大和尚ノ威德也、讚嘆ス

その他古昔物語には、大師修圓僧都と法力を較せしこと見ゆ、これ等の記する所の中には、傳説もあらん、附會もあらん、されども大師に神通奇特ありしことは、鳥羽天皇の高野傳法院に下し給へる官符に、灑圓海智水饒潤海内、善龍布度雲、是誰人之力、神泉降甘雨、即大師之恩也と記し、又嘉祥間の官符にも、乾臨閣修法之砌、真龍現貌、秘密効驗奇異難測と記せりと、大師正傳に之を引用せり、又僧綱補任にいふ、三月廿六日(天長三年)直任少僧都、神泉苑祈雨之賞と、神泉苑請雨の事の疑ふべからざる、此の如き也

大師下世の後、その宗の高徳、同じく法力を以て奇特を現はせしこと、正史及

び諸傳記に散見す、例せば眞雅僧正は仁明后の爲に祈りて清和帝を生し奉り、
臺演僧正は貞觀七年に、藤丞相有房の爲に加持してその病を癒し、寛朝大僧正
は將門の亂に、降伏の祈禱をなして靈驗を顯はし、仁海僧正は長久四年に、後
朱雀天皇の勅によりて雨を降らし、輦車を許され、七十戸の封を賜はり、世に
雨乞の僧正と謳はれしが如き、その著しきものなり、此の如くにして

眞言の密法天下に流布し

後世廣澤小野の二流を生じ、更に十二流、三十六派を生じ、各々正旁を争ふと
雖も、一宗の廣布は益々盛なり、但しこの事相の一面は政權下降し、武門政治
となり、王室及び藤氏の權力衰へしと與に、同じく衰弛して振はず、教相の一
面と雖も、鎌倉の前後兩期に、禪、淨土、日蓮、淨土眞宗の興りしと與に、又
同じく靡曼して威力を失へり、これ教界自然の趨勢にして、獨り眞言一宗のみ
ならず、華嚴、天台亦同じ運命に逢着せし也

第四 大師の文藝方面

一 三教兼攝

宗教界の偉人として、一宗の教祖として、且つ希有の加持者として、大師の威徳
は、略前に悉くせり、然して大師の功徳は、獨りこれ等佛者としての事業に止
らず、更に學問藝術の上に、許多の勳績を遺せり、師はその所立上より、救世
の教主なれども、他の一面よりせば、絶倫の文士書家なり、その詞章に嫻ひる、
藝術に通じき、并せて音韻記誦の學に通せる、その一技を以てして獨特行獨立
するに足る、况やその數四のものを并すをや、由來方外の士は、文詞を以て遊
戯となし、博綜を以て修證に害ありとなす、この間にありて獨り大師のみ、偏
固の見を棄て博引旁修す、これ或は

當代の思想といふべきも

亦○特○地○の○識○見○なり○と○せ○ざる○べ○から○す、師綜攝種智説の記に論して曰く

それ九流六藝は代を濟ふの舟梁、十藏五明は人を利するの惟寶、故に能く三世の如來兼學して大覺を成し、十方の賢聖綜通して遍知を證す、未だ一味美膳を作し、片音妙曲を調するものあらず、是を以て前來の聖帝賢臣、寺を建て院を置き、之を仰て道を弘む、然と雖も毘訶の方袍は偏に佛經を翫び、槐序の茂廉は空しく外書に耽る、三教の策、五明の簡に至つては、雍泥して通せず、よりに肆に綜藝和智院を建て、善く三教を藏めて諸能者を招く、冀ふ所は三曜炳著して昏夜を連衢に照し、五乘鑑を並べて群庶を覺苑に驅らんことなり

と、師の見よりして、豈に三教に輕重なからんや、三教指歸の著已にその意を見るべし、然れども輕重はあり、深淺はあり、然も道と理とは必ずしもその深き所、重き所にのみ存するにあらざるなり、經に、初め阿闍梨衆藝を兼綜すといふも、論に、菩薩菩提を成さんが爲に、先づ五明の處に於て法を求むといふも、皆この意ならざるなし、大師は實に此の如き見地よりして

儒道二教を兼攝したり

故に九經九流三立三史七略七代、皆通せざることなく、臨池の技、丹青の法、皆妙を極め精を極めたり、その天資優絶、十百人に軼ぐるによると雖も、亦精苦道を求め、修行して倦まざるが故なりとなす、然も獨りその利を享けず、學院を建て、更に徒に授く、よりに四縁を説て利濟の法を立つ、曰く

- 一に智はこれを成道者に求むべし。
- 二に覺はこれを衆藝の中に資るべし。
- 三に師を求む。
- 四に衣食の資を具す。

師に道俗二あり、道とは佛經を傳るものをいひ、俗とは外典を弘むるものをいふ、訓詁義理、音韻文學、皆これに屬す、その他承和二年に請ふて年毎に僧三人を度せし如き、一人は以て金剛頂瑜伽經の所説、諸尊法の儀軌、及び龍猛の發菩提心論を學ばしめ、一人は以て大毘盧遮那經の所説、並に梵字陀羅尼を學